

第二十四回国会 衆議院 地方行政委員会議録 第十六号

昭和三十一年三月一日(木曜日)

午前十一時六分開議

出席委員

委員長 大矢 省三君

理事 龜山 孝一君 理事 水田 亮一君

理事 古井 喜賢君 理事 吉田 重延君

理事 北山 愛郎君 理事 中井 徳次郎君

青木 正君 唐澤 俊樹君

川崎 末五郎君 木崎 茂男君

額田 彌三君 渡海 元三郎君

額田 興吉郎君 堀内 一雄君

山崎 巖君 川村 紙義君

五島 虎雄君 櫻井 奎夫君

門司 亮君

出席政府委員

総理府事務官(自 奥野 誠亮君)

治行稅務部長(自 滝沢 助造君)

委員外の出席者

参考人(日本放送協会 経理局長) 坂沢 助造君

参考人(地方財政審議会委員) 荻田 保君

参考人(私鉄経営者協議会 理事) 足羽 則之君

参考人(局長) 須賀 芳三君

参考人(横須賀市長) 梅津 芳三君

参考人(大阪府町村会長) 広瀬 勝君

参考人(大阪府稅務局長) 播磨 重男君

参考人(熊谷市長) 鴨田 宗一君

参考人(日本トック協会 常務理事) 小野 盛次君

参考人(全国石油協会 会長) 森平 東一君

参考人(全日本通運労働組合 組織部長) 伊藤 久夫君

専門員 円地亨四松君

三月一日

委員小澤佐重喜君、山崎巖君及び横山利秋君辭任につき、その補欠として堀内一雄君、林唯義君及び坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

同日 理事北山愛郎君二月二十七日委員辭任につき、その補欠として同君が理事に當選した。

二月二十九日 市町村公平委員会存置に関する請願(山口丈太郎君紹介)(第九一八号)

私鉄に対する事業稅改正に関する請願(小西寅松君紹介)(第九一九号)

同(松田竹千代君紹介)(第九二〇号)

同(小笠原八十美君紹介)(第九二一号)

同(久野忠治君紹介)(第九二二号)

同(坊秀男君紹介)(第九二三号)

同(南條徳男君紹介)(第九二四号)

同(西村榮一君紹介)(第九二五号)

市町村職員共済組合法の一部改正に関する請願(木原津與志君外三名紹介)(第九二六号)

木材引取稅撤廃に関する請願(山本幸一君紹介)(第九二七号)

同(額田彌三君紹介)(第九二八号)

同(三田村武夫君紹介)(第九二九号)

地方稅法の一部改正に関する請願

(堤康次郎君外四名紹介)(第九二九号)

同(高村坂彦君紹介)(第九三〇号)

同(塚原俊郎君紹介)(第九三二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

小委員の補欠選任

連合審査會開會に関する件

地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)について参考人より意見聴取

○大矢委員長 これより會議を開きます

本日、地方稅法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取いたしました。

御出席になりました参考人は、ただいま各位に配付した名簿の通りでございますが、なおお手元の名簿の午前中の部に漏れております横須賀市長梅津芳三君も参考人として御出席をいたしております。

参考人の皆さんに一言委員長よりごあいさつを申し上げます。各位には遠路御多忙にもかかわらず本委員会のために御出席下さり、まことにありがとうございます。

御意見は、本案の審査の多大な参考になるものと思っておりますので、忌憚なき御意見をお述べ下さいますよう、ごあいさつがたがたお願いを申し上げます。

それでは順次御意見を承れることといたします。日本放送協会経理局長 坂沢助造さん。

○坂沢参考人 NHKの放送事業の発展につきまして、委員各位の深い御理解と御支援をいただいておりますことを、この際厚く御礼を申し上げます。

つきましては、当委員会において御審議中の地方稅法の一部を改正する法律案並びに国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案によりまして、三公社並びにNHKの業務用の施設全般について固定資産稅が課せられる御趣旨のように承っておりますが、この点につきまして、NHKの立場から御意見を申し述べたいと存じます。

NHKは、御承知の通り放送法によりまして、公共の福祉のために日本全国においてあまねく受信できるように放送を行うことを目的とする公共企業体でございます。過去三十年にわたりまして、全国各市町村に百十局の放送局を設置して、その電波は全国の九九%をカバーして、都市といわず、農山漁村とを問わず、各地域社会の文化向上発展に寄与して参つたのでございます。

さらにテレビジョンにおいても、一日も早く全国普及をはかる目標で、まず東京、大阪、名古屋に開局いたしました。近く広島、福岡、仙台、この三局も開局する運びになっております。なお来年度におきましても、札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島、松山の入りの地区にもテレビジョンの

開局をするように着々計画を進めておるのでございます。このNHKの膨大な開局計画は、国会のテレビジョンの放送実施の促進決議と、全国民の大衆の基盤の要望にこたえんとしておるものでありまして、またNHKは全国民大衆の基盤の上に立つ公共放送でございます。その番組の一つ一つが全国民の日常生活に密接に直結し、国民文化の発展向上に尽す使命と責任を帯びておるからでございます。NHKがこのような法律上の使命と責任を帯びておりますので、NHKは現行地方稅法において本来の業務施設については固定資産稅が課せられない、非課稅事業体として除外されておるものと考へるのでございます。しかるに今回地方財政の赤字補てんのためにNHKの業務施設全般に課稅されようとする事は今後のラジオ及びテレビジョンの普及発展の上から見ても、国民文化の向上促進という点から見てもはなはだ遺憾に存するものでございます。とは申し上げましても、NHKは当面の地方財政の窮乏に目をむけるものではございません。むしろNHKのよって立つ基盤は全国の市町村であり、また全国受信者の皆様でございますので、その基盤の健全化については全力をあげて協力を申し上げますことは申し上げるまでもないのでございます。

つきましては今回の地方稅法の改正により、NHKに対する影響を申し上げますと、NHKの固定資産の所在市町村は全国約五千市町村のうち約十



ますると、租税原則として初め言い出したところは、平等の原則というところが、租税について非常に大事だということが言われております。これは当時の封建政治、貴族政治にあつては、特権階級としてこの租税を払わない者があつた。これがいけないんだということとを民主主義を打ち立てるために強調したのが、民主主義の財政原則の大きな現われであると思ひます。そういうことを現代においていふのは、いかにもとつびのよりに思われまするが、実は逆にこの民主主義と申しますか、こういう傾向になつたがゆえに、かえつて非課税規定がふえていくということ、これは非常に租税を乱すものであつて、おもしろくないと思ひます。もちろん産業政策上、国民生活上いろいろ考へなければならぬ点があると思ひますが、そういう問題は、これは租税とは離れて別に実行すべきであつて、租税に対してそういう問題を入れますことは、これを非常にあいまいにするものでありまして、いわゆる、昔の租税平等原則ということを非常に強調しなければならぬ時代ではないかという感じがするのであります。具体的に今回免稅規定の整理が相当なされて、その一つとして、国の財産及び公社等に対する税、これは税という名前を避けていふところもありますが、私はまことに賛成でございます。

その理由としましては、一般的に税を負担するということは当然のこととありますが、ことに地元地方団体との受益関係といふことを強調しなければならぬと思ひます。この受益関係を強調するといふことは、次の項目にも、受益者負担の制度を拡張するとい

うような考へ方が出ておりますが、多少違ふかと思ひますけれども、そういう思想をもつと入れなければいけない。そういう意味におきまして、この三公社課税あるいは国有財産に対する課税のありまことは、適当だと思ひます。こういうことを引き合ひに出して恐縮でございますが、たゞいまNHKの方の説明によりますると、何か赤字補てんのために、赤字の犠牲になつていかかというふうなお話であります。私が、私はそういうふうには解釈しない。地方団体が赤字財政で困つておれば、これを救済するために課税するといふのじやなくて、そもそもこういう三公社等に対しては、課税するのが筋合ひの問題だと思ひます。従ひまして、簡単にその点を表現するならば、かりに、ここに課税したから地方財政も赤字でなくなつて金が余つておれば、それはそのほかの一般大衆の税を減税すればいいのだと思ひます。たとへば今回の措置で、平年度において百億の課税になつておりますが、かりにこれを一般大衆の税に考へますと、たとへば市町村民税にいたしまして約二千万人くらいの納税者があるのでありますから、一人当たり五百円程度の減税ができる。逆にいふと、これを課税しなければ五百円程度の均等割——均等割で取るののいいとか悪いとかいうことは別として、五百円程度のものが負担になるわけでありまして、そういう比較の問題において考へるべきであつて、単に赤字救済の手段に使うというふうな考へではいけないと思ひます。

それからも一つ、やはり受益といふことを考へなければいけないのでございまして、その意味におきましては、

そういう事業が存在する団体において、そのためにその団体が特に財政上、行政上の負担がかかつている。こういう意味において課税するのでありまして、たとえばラジオならラジオに對して消費税を取る、つまりラジオ税を復活する、あるいは鉄道でありますれば通行税を取る、こういう考へ方ではなくて、やはり地元の団体との受益関係を考へるのでありまして、これは何らかの関係のある——単に購取者があるという意味ではなくて、その公社等と受益関係のある団体を取るべきだ、こう考へます。従ひまして、これは地方税という形になるのがよいと思ひます。今回の案では、いわゆる交付金、納付金といふような形をとつておりますけれども、これはいろいろな関係もありましようが、むしろ地方税というすつきりした形にした方がなおよかつたのではないか、こう思ふわけであり

ます。

その他、これだけ整理されますと、かなり前から問題になつておりました点、金額の上において大きな問題になつていた点が解決するのであります。そのほかにもいろいろ問題があると思ひます。一般的な産業上の見地その他いろいろな点から免稅になつていふという点もたくさんありますが、なお今回の三公社あるいは国有財産に係りまして、この範囲内においてもまだ問題があるのじやないか、こういう感じがします。それは、政府の一般行政用財産について、今回は含まれていなくて、なお地元に対して相当影響のあるもの、これは過去において、軍港地におきまして海軍助成費といふものが

出ておりましたが、これも一つのそ

ういう考へ方だと思ひます。従つて、そういう性格のものであつてもしかるべきではないか。従ひましてたとへば自衛隊の関係あるいは国連軍の関係、こういうところに対してする一つの課税あるいは課税に相当する措置といふものがあつてもしかるべきではないかという考へを持つておられます。第一はこれで終ります。

第二は、受益者負担的な収入の増加、これはまことにけつこうであります。都市計画税、それから軽油引取税これもけつこうだと思ひますが、この法案以外ではございませぬけれども、一昨年から揮発油に対する目的税的な、これは譲手税の形のようになつておりますが、これができておられます。これも道路の受益といふことから考へまして、適当と思ひますが、ただその国と地方側との分配という点につきましては、もつと地方分をふやしてもいいのじやないか。御承知のように、道路に対する経費の支出というものは、国と地方とを考へましても、たとへばこの揮発油税だけの割合よりははるかに地方団体負担の方が多いためであらうと思ひますから、むしろこれは公平に賦出の量に応じて分けるように、もつと地方分をふやすべきではないかという感じを持つておられます。

それから次の税務行政の規律の明確化、これはまことに當然なことでありまして、シャウブ勧告によりましてできた税制は、ある程度こういふ考へを持っておりまして、何分にも日本の実情に合わないといふようなことで、適当でないところがありましたので、たしか二十九年の改正以来、こういう

面におきまして着々改正になつてお

方も反対であります。せいぜい今回の案に出ておりましたような程度でけっこうだと思ひます。

以上でここにあげられておりました方針に対しましての意見を私は申し上げたのであります。ついでにこれを離れまして、もう少し広い意味におきまして地方税全般について触れさせていただきたいと思ひます。

第一にこの地方財政の問題はいろいろ問題がありますが、地方税だけにしぼりました場合に、何といひまして地方税の分量が少い。つまり地方歳入中における割合が少い。年度の改正によりまして昨年よりは多少増加になっております。私の計算では去年が三六%ぐらいだったのが、三八%ぐらいまでふえているのであります。それから、その方向に向くのでけつこうでありますが、私はなおもつとこれが増加するような措置を考えなければならぬのではないかと感じを持っております。その場合にどういふふうな改正の必要があるかということでありまして、これは一つは、そもそも地方税でふやすだけ国民負担をふやすということ、いわゆる地方税を通じての増税でございますが、これはおそらく現在の国民負担の現況から見てできない相談であろうと思ひます。従いまして国税と地方税との割合振り、割合といふことを考えて、つまり国税を減らして地方税に持つてくる、そのかわり地方の歳入中のいわゆる国庫からもらつてゐるような依存財源のものを減らす、そつういふ形において改正すべきではないかと思ひます。先ほど申しましたように、全国的には税収入の占める割合は三八%に

なつておりますが、これが後に申します税源の偏在のために、むしろ多くの団体はこれよりはるかに少い比率を占めてゐる。こつういふことでは自治団体としての行政と申しますか、そつういふ面から見ても自主性がありません。また財政的に見まして、やはり財政節約、財政の効率化といふことを考えるには、何と申しましてもその金を使ひ人、つまり行政を行ひ人が自分でもつて税金をとる苦しみを知つた上で金を使ひ、この考え方が強くなければ、私はどういふこの財政膨張は避けられないと思ひます。そつういふ意味におきまして、現在地方財政中にこの税収入の占める割合が少いといふことは、そつういふ財政的、行政的の両面から見まして、非常な欠陥だと思ひます。従つて税収入をふやすべきだ。その場合に直ちに起りますことは、今申しました偏在の問題であります。私は、現在程度においては偏在して、超過団体が非常に少いと思ひますが、これを相当大幅に増加するといふことになりまして、ここに超過団体といふものが出てくると思ひます。従いましてこつういふものに対する措置は何らかの方法を考えなければいけないだらうと思ひます。逆にこれを、超過団体が非常に出てくるといふことをおそれ、税収入をふやさないといふと、かりにわたりやすく具体例を申しますれば、四十六都道府県をつかまへましても、おそらく超過してゐるのは東京、大阪の二つ、あるいは神奈川県が多少あるかもしれませんが、その程度の四十六のうち二つか三つの問題の方を頭に置いて、これに合ふような税制といふことで考へていきますれば、あとに残ります四

十三の団体につきましてはきわめていびつな形になる。すなわちこれは逆に考へまして、その四十三の数の多い方に適応するような税制を作つて、そこで二つか三つか四つか、幾つかわかりませんが、多少出るいびつといふものはほかの方法で直すといふ方向に行くべきではないかと思ひます。その場合増加する、つまり国と地方との割合において地方税を増加する場合に、どういふ税種になるかといふことであります。これは結局のところ、わが国の国税、地方税を併じまして所得税系統のもの、つまり国税、所得税、法人税、府県民税、市町村民税、それと酒、たばこに対する消費税、これでもつて大體税の中の七〇%の部分占めております。従つてこの比率といふものはそつう動かせるものではない。従つて相当大幅に地方税をふやそうとすれば、結局この税、具体的に言ひますれば、所得税系統におきましては、府県民税、市町村民税の増加といふ形になる、それから酒消費税、たばこ消費税の増加といふ形になります。ただ酒につきましても、おそらく課税技術的になかなかむずかしい点があると思ひます。結局、そつうなりましますと、今の府県民税、市町村民税あるいはたばこ消費税の増額の問題になつてくると思ひます。

次に税増額内部における負担均衡の問題であります。これはいろいろの問題があると思ひますが、一つは直接税、間接税の比率といふことがあります。現在の税制につきましても、直接税の比率が割合重過ぎる、従つて直接税を下げる、そのかわり間接税をふやすといふ案があることが言われております。その場合、間接税をふやそうとする場合に、結局のところ、一般売上税的なもの、取引高税的なもの、そつういふ流通税的なものを新しく作つたらどうか、こつういふことが言われております。この考え方はまことに一理あるものであります。ただそつういふ税を課する場合には、結局この地方税中の事業税との間の不均衡をどうするかといふことが大きな問題だと思ひます。従ひまして、これはいろいろ申したいことがありますが、時間もありませんので簡単に結論を申し上げますれば、やはり事業税を外形標準的なものにしていく、あるいは他のもの附加価値税、附加価値税を全部入れることができないれば何らかの折衷的な方法、あるいは売上税的な色彩を入れる、こつういふ方法によつて改正していくのがいいのではないかと思ひます。そつうなりましますと、現在の事業税が昨年でございますか、改正から、課税標準を前のような純益課税といふことに性格的にきめないので、純益または売上金額、こつう二つにしておきますのは、この方向に向つていくべきだといふ考へ——全体を改正するのは当然よいと思ひますけれども、その場合におきましても、現在二、三あります外形標準課税はそつういふ意味において維持していくべきではないか、こつう思ひます。

それからもう一つ、最近問題になつております負担といふ面から見てであります。農業の税負担は軽いから、これを増加するような方向をとる、そつう具体的な農業事業税といふことを言われておる向きがあります。私は今の形の事業税において、単に商工業だけではなくて、農水産業の方面に課税するといふことも一案だと思ひますが、これにはいろいろ問題がある。結局農業に対する課税については、むしろそれを考へる前に、現在所得税あるいはそれに基く府県民税、市町村民税、その基本になる所得の査定といふものに、もつと国税関係——御承知のように府県民税も市町村民税もすべて国税で決定したものを移用しておりますから、国税の方の課税を的確にすることが大事だ、これを的確にしないでかりに事業税を取つていつても、この負担を是正することはむずかしいと思ひます。それと、もう一つは固定資産税の評価、農業に対する税は土地に対する税、こつういふ考へから、固定資産税の評価が時価の何分の一にしかかつておりませんが、これを徐々に伸ばすといふ方法によつて解決できるものではないかといふ考へております。

以上取りまどめて、問題になつております地方税、及びこれ以外の地方税の問題について所見を申し上げます。

○大矢委員長 次に私鉄経営者協会事務局長足羽則之さん。

○足羽参考人 私は私鉄経営者協会の足羽でございます。私鉄の事業税につきましても陳述の機会を与えられましたことを御礼申し上げます。

地方鉄道軌道、いわゆる私鉄でございますが、この事業税につきましても、現在その収入金額に対して課税をされております。これを所得課税にしてもらいたいといふことは昭和二十五年の地方税改正以来私鉄全体の非常に強く希望しておる点でございます。いろいろの機会にその意見を申し上げて、その実現を希望しておるのでござ



であります。もし私どもの考えをいたしまして、課税の外にありませぬ財産とそれから市民が納めております固定資産税、そういうものとの割合が大した開きがないと申しますが、相当なもので、市民の方に対する比率が小さいものでありますれば、私はしいてこいうことは申し上げないのであります。その比率は非常に大きいのであります。お手元に差し上げておきましたのですが、横須賀市の内部についてかりに見ますと、全市の敷地が二千八百八十二万坪あります。そのうちで平坦地であつて、多少ゆるい傾斜地で住居もしくは農耕そのほか商工的なものに使用し、そういうようなものが半分足らずの千三百五十八万坪でございます。市街地の面積は七百五十万坪でございます。それで駐留軍の使つておきます土地が二百七十八万五千坪、それから防衛庁の使つておきますのは約三千万坪でございます。そういうふうな数字を拾つてみますと、総面積に対して駐留軍の使つておきますものが一割でございます。それから一般の利用するつまり平地のところに対しては一八%余りでございます。それから市街地に比べてみますと約三割、これだけが駐留軍が内部関係におきまして使つておられるようなことになつておるのであります。これをかりに他の方面から考えまして、全国的に基地の方からなされた場合にどんな割合になるかという点を調べてみますと、日本から基地として提供しております総坪数は、昨年の四月で四億一千万坪でございます。そのうち国有地が二億三千万坪、その他は民公有地であります。その四億一千万坪のうちで三億一千万坪は演習地であるといふこ

とであります。横須賀のごときは演習地に關係ございませんから、この三億一千万坪を除きましてちよつと一億坪、そしてこの一億坪のうちで国有地が五六%あるといふことでありませぬから、これを計算しますと五千六百万坪になります。これに對しまして横須賀では約二百七十八万坪を使つておりますから、割合を見ますと百分の五でございます。全国の国有地から比べてみますと、それだけのものが横須賀の中で基地が占めておるのであります。それから建物について見ますと、さらに大きいのであります。建物の全国の比率から見ますと、横須賀の駐留軍の使つておきます建物は延べで三十二万坪でございますから、計算してみますと、一割ちよつとものを横須賀で駐留軍が使つておられる、こいうふうな実情になつておられます。

それからもう一つ、他の方面から考えまして横須賀市が市民に対して賦課しておきます固定資産税の課税標準額はそのくらゐになつておるか調べてみますと二百一十億でございます。市内にありませぬ駐留軍が使用しております固定資産の評価額を拾つてみますと概算において三百五十億でございます。これだけのものがありますので、この三百五十億に相当するものが市のふところに入つてこないこととでございます。これを税金の方から申しますと市民が負担しております固定資産税は二億九千万坪でございます。かりに今申し上げました三百五十億に固定資産税と同じ比率で、今回の制度によりまして交付金を受けるといたしますと四億九千万坪になるのであります。これだけの高率のものが横須賀市にお

て課税の外にある、こいう実情でございます。奥についても、佐世保につきましても大体この傾向は同じであることはほとんど御推察にかたくないと考へます。このような歳入の大きい欠陥を持つておられますといたしましては、幾ら努力いたしましてもなかなか市の行政を運営していく上において困難を免れませぬ。従つてこのような状況で参りますと、結局市民に対するサービスをどこまでも下げていく、自治体の本来の機能に大きい障害を来たすといふところまで行つておるのであります。従つて今回この新しい法案に出しておりますように、駐留軍の分に對しましてこれを除外いたす、これに對しては交付金がもらえないといふことになりませぬ、この状態が何ら改善されないのであります。私もはせつかくここまで政府でもお考えになつておるのに、もう一歩進めていただきまして、この点についての工夫をしていただきたいのであります。それからもう一つ、私もがたまたま申すことについてはいろいろな批判をお聞きするのであります。それは駐留軍のものであれば駐留軍の方から支出させるのが適當じゃないかといふようなお話もあるやに聞いております。これは私は見當違ひだと思ひます。相手は国と市町村との關係でございますから、駐留軍の方には全然關係のないことだと私は解釈いたしております。この法律の考へから申しますと、使用者税的なものでないと思へますので、こいう議論は成り立たないのではないかとこいうふうに考へます。しからはこの四市の場合について一体どれだけの交付金が計算されるのかといふことを總計してみ

ますと、約九億余りでございます。しかしこれは駐留軍のことに關しましては、御承知の通り四市に限つておるわけではございません。全国各方面にたくさんございませぬ。それらのものをかりに私も確実な数字ではございませぬが、いろゝな方面から計算してみますと、およそ税額にして二十億くらいじゃないかと私は考へております。従つてもしここで二十億程度の財源について御配慮願ひますならば、全国、市にいたしまして六十幾つでございます。市に、そのほか町村等もございませぬ。みなこの恩恵に浴するのではないかとこいうふうに私は考へておるのであります。それからもう一つは、これはちよつと變つた考へ方でありませぬが、そいうふうな地方にある国有財産的なものに対して課税をするなら、東京都はどうかといふこともちよつとよいお話を伺ひます。しかし私考へますのに東京都には確かに膨大な国有財産がございませぬ。しかしながらその反面民間におけるいわゆる固定資産税を払つておる固定資産といふものは、これはまた非常に大きい数字であると思ひます。もし東京都における民間の方の固定資産が少ければ私はいさぎよく自分の考へを撤回しようと思つておるのでございませぬ。

それから法案に關連いたしまして、以上のような趣旨からこの六号を削除していただくといふこと、それからさらに進んで同じ趣旨を貫徹するために、五條の頭打ちに關する規定はできるならばやめていただきたい。もしこうしてこれが合理的でないといふことであれば、十万以上の都市につきましては除外するといふことにしていただ

だきたいと私は考へておるのであります。なおこれに關連いたしまして、法案によりまして十六條という規定もございませぬ。これは五條に直接關連を持つておる規定であるよりであります。これも私が申し上げた趣旨において變更していただくといふことにありたいと思へます。

大へん難儀なことを申し上げましたが、私に所見を申し述べた機会をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

○大矢委員長 これにて参考人の意見は終りました。

次に委員諸君より質疑の通告がございますので、これを許します。堀内一雄君。

○堀内委員 私は最初にNHKの橋沢部長にお伺ひしたいと思ひます。担任の業務でないので即答ができません。場合には書面においてでもお答えを願ひたいと思ひます。

それは、申すまでもなくNHKは国家機関であり、しかも聴取料といふものは税金と同様な取り立てをしておるのであります。NHKの職員の中には相当りますと、NHKの職員の中には相当り赤がある、共産党の人間が相当入つておる、そつしてそれがいわゆる文化運動なる場面において、ことに主婦の間だとかいふような番組の編成の方面の中には、そついう者が相当おるといふようなことが言われておるのであります。そこで先ほどあなたのお話の言つた明るい楽しいといふお話ですが、赤い市町村を作ることになるといふようなことになつてはなはだ困るのであります。そついう意味からNHKにお

て職員採用の際に思想問題等においていかような措置をいたしておるかというところをお伺いしたい。

○橋沢参考人 非常にむずかしい問題でございますが、職員の思想傾向につきましては一々調べるということは非常にむずかしい問題でございます。しかし終戦後の労働運動が非常に高まりました際に、党に所属しておるといことがはつきりした時期がございす。そのときにいろいろな角度から協会の職員として適当であるかどうかという観点から、やめていただいた者が相当数ございますが、その後今おっしゃいましたようにある数があるんじゃないかというふうにも巷間いわれておりますけれども、私たちの手元には正確な資料はございません。しかし業務面において、その党の活動なりその持っておる思想が仕事の上に反映しておるとは考えてはおりません。もしそういうようなことがございましたらば、中正公平であるNHKの番組がゆがめられることになりまして、番組面におきましては、それをチェックする機関もございす。もしそういう傾向のある人がその番組を担当しておりましたら、番組の上には反映しないように万全の用意をさせていただきます。

○堀内委員 ただいまの回答は、あなたのお立場からあるいは回答が困難かもしれないと思ひますが、この点につきまして、私どもの方でも現在そういうような立場からあなたのごころの放送については関心を持って調査もいたしておるのでございますが、そういう意味から正確な回答をお願いしたい。

○大矢委員長 それでは北山君。

○北山委員 萩田さんにお願ひいたします。いろいろ適切なお話を伺ったの

ですが、私ども現在の地方税の制度の中で困っておる問題は、住民税であります。住民税のとり方がたくさんの方式がありまして、市町村ごとにその住民の負担が非常に差が出てきておるといような傾向にあるわけでありす。

これは御承知のように、当初は所得税を基準として、その一八％というものが基準であったよりでありす。それがいつの間にか実質の比率が二〇％以上ということになっておりまして、私の計算では、昭和三十一年度の見込みを見ますと、均等割をいれまして、二四％くらいに平均がなっております。これは金額が住民税、府県民税も入れまして二四％、そういう事態が問題であると同時に、この市町村の第一方式をとるか、あるいは第二方式をとるかによって、非常に住民の負担率の差が大きいです。ある資料によりますと、オプジョン・ワンすなわち第一方式をとる市町村の場合、所得税に比して一八％くらいになっておるところが、オプジョン・ツーのただし書き第三方式でか、をいれる場合には、五〇％近くなっております。これはかと思われりような数字が出て参りますが、そういうような点についての萩田さんの御見解を承わりたいと思ひます。

○萩田参考人 この市町村民税の個人の所得割に選択方式が認められておること、これ自体には私は賛成でございます。やはり市町村の自主的な税収入である以上、その市町村の実情に応じて三方式、あるいは詳しくいへば五方式を選択採用する、この制度には私費成であります。ただこれは制度ではなくて、こりいり制度のもとにおきま

る実際の運用の問題につきまして、今委員のおっしゃいましたようなことが起つておる。これは私非常によくないことだと思ひます。この事の根源はどこにあるかということでございますが、これは結局何と申し上げますか、地方財政計画そのもの、つまり政府の地方に對して考へておられます財源付与の基礎、ここに問題があると思ひます。つまり地方財政計画そのものが、そもそも総額的に不足しておる。従つて財政計画上の歳出のワケだけではおさまらないで、どうしても歳出以上のものを地方団体が支出しなければならぬ。そうすると、その財源は争えられていから、そこに相当の増税をする。こりいり意味におきまして、市町村民税所得割の負担が、たゞいまおっしゃいました数字、あるいはさういふところもあるかと思ひますが、とにかく相当強く不均衡が起つておる。これが一つ、もう一つはそもそも財政計画そのものの中におきまして、第二方式、第三方式によつて、その第一方式による一三％でございますか、初めから第一方式の標準課税率以上のものを見込んでおる。これも私は適当でないと思ひます。従ひまして結論として申し上げます、財政計画をちゃんと正し、そして財政計画上の歳出がそれに応ずるところの歳入をもつて地方財政が大体やつていけるようにすることが一つ、もう一つは、財政計画上に上げますところの所得割というものは、やはり標準税率をもつて上げる。従つて標準税率をとれば、大体それでもって普通の行政はやつていける。それ以上にせうたくなと申しますか、それより以上よい行政をしようと思つたら、それ

は地方の自治で、自分の負担でもつてやる、増税をするという方法に変えなければ、私はこの問題は解決しないと思ひます。従ひましてもう一度繰り返して申しますと、この制度そのものが選択制を認められておることは適当であります。その財政計画と申しますか、これをめぐる一般の財源付与といふ一点に遺憾がありますので、さういふ結果になつておるんだと思ひます。

○北山委員 さうすると、政府の財政計画の立て方が、結局幾つかの方式のうち税金のとれる方向へ逐次移動させるような財政計画を政府が作つてい。逆をいへば、財政計画は地方に逐次こりいり方法によつて増税を余儀なくさせるような方向に今までの財政計画は組まれておる。こりいりふうに了解していいと思ひますが、それにしまして、今の三つなり五つなりの方式の選択できることは、制度としてはいいと思ひます。御承知のように第二方式のただし書きとかさういふものは、扶養控除その他の控除をしないというふうなことで、しかも税率のきめ方が頭打ちになつて、結局中堅層以下のものに重くかけざるを得ないような方式になつておることは御承知だろりと思ひますが、こりいり方式の方へ逐次移動して、大部分の市町村がさういふ方式をとつてきておるといふ傾向については、萩田さんどのようにお考へですか。

○萩田参考人 逐次なつてくるとおっしゃいましたけれども、私の見ますところでは、確かに三十年度までは御承知のように地方財政の問題は非常にさういふ方向になりましたが、おそらく三十一年度の今度の一連の改革案、あ

るいは国の予算関係、こりいりところを見ますと、三十一年度はある程度その点は緩和されるんじゃないかと思ひます。

○北山委員 その点は意見になりますから申し上げませんが、それにしてもかりに三十一年度の財政計画が相当りつばなものである、こりいり仮定しても、すでに何百億かの赤字を背負つておる。その赤字を消すためには、財政再建団体になるといふことにかかわらず、やはりある程度の増徴をしなければならぬ、こりいりことになるんだが、その面からして、私はこの方式の問題については、第二方式なり、さういふよけい税金がとれる方向へ移動するといふ傾向は直らないんじゃないか、こりいりふうに思ひますが、この点については一つ奥野さんからも承わりたい。

○奥野政府委員 将来どういふ傾向をたどつていくかということにつきましては、先ほど萩田さんからお話がありましたように、地方財政の状態がどういふように改善されていくかという問題と深く関連を持つてくるのじゃないか、こりいりふうに思ひます。なおり市町村がいろいろな仕事をするために増加財源を得たい、その場合有力な税源は、御承知のように市町村民税と固定資産税であります。どちらに財源を求めるといふ場合に、どうしても所得に基礎を置いたよりな税の方が負担をしてもらうのに、してもらいやすいのじゃなかりか、こりいりよやうな感じがあるのじゃなかりか、こりいり思つておられます。さうしますと固定資産税に増収を求めるといふよりも、増加財源

を必要とする場合には市町村民税に増収を得たい、こういう傾向が近來の一つの傾向として出てきているのじゃないかというふうに出てきているのであります。もう一つは、第一方式でありまして、国の所得税の結果にそのまま乗っかっていくわけでありまして、国がこの所得税についてどういふ政策をとっていくか、国の政策としては十分容認されることだけれども、市町村としてはなかなかそのまま基礎にしてはならない。たとえは配当所得につきましても、その三〇%所得税額から控除いたします。こういう問題につきましては住民税にそのままそれを使つていったのじゃ、資産所得者がかえつて軽いじゃないか、こういうことになつてきて、乗っかりにくいと思ひます。所得税そのものについて国がどういふ政策をとっていくか、これがまた、市町村がどういふ課税標準を採用するかという傾向に、大きな影響を及ぼしてくるのじゃないかというふうに出ておられます。

村民税の所得割の額が、はなはだしいところは二倍以上の開きがある。そういう事例はございます。これはもつぱら第二方式のただし書きの場合に、累進税率をその市町村がどう刻んでいくか、そこから起つてくる問題でありまして、第一方式の場合の負担と全く同じような姿で累進税率を刻んでいきますならば、第二方式のただし書きを採用した理由がなくなつてくる市町村が多くなるのじゃないか、こういうふうに出ておられます。従ひましてどのような累進の刻み方がいいかということにつきましては、それぞれ市町村の考へ方があつてもやはりいいのではないかと考へておられます。ただおっしゃいますように、もつぱら増収をはかるための手段で第一方式の場合よりも非常に高い負担をしいていく、これはできる限り避けるべきだと思つておられます。ただ所得のどの段階をとるかというところによつて二倍にも二倍半にもなつていく、そういう場合があることは必ずしも悪いことではないのじゃないか、こういうふうに出ておられます。御指摘の点はよくわかるわけでありまして、どの所得の段階をとるかということによりまして、第一方式よりも多い場合もあり、ある場合には低い場合もある、それは市町村間において違ひはありますが、市町村の実態が違つてはいるのだから、国の税金を基礎に置いた場合には比較上相違が生じてくる、それはある程度容認していいのではないかと考へておられます。

いわけです。その市町村に都合のいい税率をその事情に従つてきめるのが妥当であるとするならば、最高限をきめる必要がないのですが、住民税の場合今申し上げたように、方式のとり方によつて非常な違いがあると思つておられます。これはやはり好ましくないと思つておられます。これが隣接してある市町村の場合には、これが通動の人ならば、その村におつた、それからよへ納めるのは大きな違いがある。これはどうも所得税附加税的な形を持つておられますから、なるほど町村によつて事情は違つてしまつても、少し限度を越してはいいのではないと思つておられます。その点はあつておられます。

気ガス税はかからぬというよりよいことを残しておいたんじや、やはりいつまでたつても、この種の陳情がどんどん来てもこれは断られるものさしがないのじゃないかというふうに出ておられます。今、今の発電所に対する固定資産税の軽減あるいは電気ガス税の特別措置というふうなものについては、萩田さんほどのふうにお考へになりますか。

○萩田参考人 私は今全く同じ考へを持っておられます。現在いろいろありますために、その境というものが非常にあやふやなわけがございます。従ひましてこれは少し理想論になるわけでございますが、一切免税、非課税というふうなことはやめる、とるものは全部とる、そのかわり国家的に援助する方は援助する方で別に出すという、そういう方法であるべきだと思ひます。たとえば今例示されました電気施設に対するところの固定資産税も、元來からいへばこれは全部とる、そのかわり電気事業に対する補助金なり何なり、その他しかるべき方を考へる、あるいは電気ガス税につきましてもこれは一切全部とる、そうしますればおそれる現在全部の負担しているところの一〇%というものはむしろ下げられる、パーの税率になればおそれる相当下げられるのではないかと考へておられます。

○北山委員 この点について奥野さんにも伺ひしておきたいのですが、先ほど奥野さんは住民税について、それは国の方の所得税に対するいろいろな政策上の減免とか、そういうものにやはり住民税が影響を受けるということでは好ましくない、こういうお話であつたのです。そうだとすればやはり固定資産税についても、今の発電所あるいは船舶等の軽減措置、あるいは電気ガス税のごとき、そういうものについてはやはり国の政策として、そういう産業保護の政策のために地方税が巻き込まれておるのだ、だからあなたの方で減免するのじゃないか、こゝろ思つておられますか。

○奥野政府委員 市町村民税につきましては、所得割について国のきめられた税額をそのまま基礎にする場合には、市町村の実態に合わない場合が出てくるというところは申し上げました。しかしその市町村民税の所得割を違つた方式をとります場合には、たとえば第二方式のただし書きを採用する場合でも、基礎控除額だけ必ず控除したものを課税標準にしなければならぬ、これもやはり一つの国の政策だと思つておられます。そういう意味においてあまり市町村の実情を無視した国の政策をしゃにむに押しつける、これを避けなければならぬと思つておられます。が、いかに市町村の税でありましても、国の立場からある程度の規制はやむを得ないのじゃないかというふうに出ておられます。租税政策の立場から見ても、租税政策のたより非課税というものはない方がよろしい、こゝろ思つておられます。しかしながら租税政策と産業政策との間の調整をどこかでやらなければならぬ、そういう場合にはある程度非課税の規定を設けざるを得ない、あるいは負担軽減の規定を設けざるを得ない、そういうことはやむを得ないのじゃないかと思ひます。最小限度にとどめたい、そういうことは私も強く考

○奥野政府委員 お話のように第一方式を採用していく場合と第二方式のただし書きを採用していく場合と、同じような所得の人でありましても、市町

○北山委員 その点はあくまである程度というところでありまして、それでは制限税率というものを設ける必要がな

えておるわけでありませうけれども、要協することは一切いけなないのだ、こういふ考え方はちよつと持てないのじやないかというふうな思っているわけでございます。

○堀内委員 私足羽参考人にお伺いしたいと思ひます。

ただいまのお話並びにいただきました資料等を見ますと、収入金額に対する所得金額の割合というふうな表の中に、一割二分五厘をこえるものが十九社、一割をこえるものが五社というふうなことがあり、それからまた五分以下の配当をしておるものが合計で百十七社、赤字のものが四割強といつたようなことになっておるのでございませうが、この一割以上の利益を占めておるといふ二十四社は地域別——たとえば大都市の近傍とか、または業種別にしまして、ケーブル・カーをやつておるとか、特殊の何かほかの仕事をやつておるとか、いろいろのものが含まれておると存するのでございませうが、この辺に対する内容をお伺いしたい。

○足羽参考人 ただいまの御質問は、お手元に差し上げました参考資料の二ページの四のところに対する御質問と思ひますが、十九社と五社、二十四社のうちで、都市の近所の大電鉄が二社入つております。それからケーブル・カーをやつております会社が五社でございます。そうすると残り十七社でございますが、十七社は、あるいは鉱石を輸送しております会社が相当たくさんございます。つまり特殊な地方の、あるいは石炭とか、セメントとか、硫化鉄とか、そういうものを運んでおる会社を親会社として持つておる

ような会社があり、あるいは小さな会社でございますが、実はそこまでは調べてないのですが、たまたまこの年度に特別な事情で、あるいは収入が上つておる、こういう会社だと思ひます。

あとはみな小さな会社でございます。それがこの一割以上のお配りして欲しいと思ひますが、収入別所得別会社数調べというものが、あるいはお手元になつたら失礼でございますけれども、この二十四社のうちで収入が一億以上の会社が七社でございます。それから収入が一億以下の会社が十六社でございます。二十四社あつておる見ます。

○堀内委員 収入のスケールから見ても小さい会社であり、また業種としても特殊な会社というふうな申し上げられるかと思ひます。

○堀内委員 そうしますとこの表の中で、一割以上の利益を上げておる会社で、ほんとのいわゆる鉄道プロパーという会社は、大体大都市の付近の二社くらいで、あとはケーブル・カーだとか、鉱山をやつておるといふ、特殊のものだといふふうな判断していいんでございませうか。

○足羽参考人 鉄道プロパーと言われるところとちよつと困るのでございませうが、貨物をやつておる会社もやはり鉄道をやつておる会社でございますが、しかし特殊な関係があつて貨物をやつておるような会社が多い。なお地方の小さな会社で鉄道プロパーの、今お話の主として旅客を運んでおつて成績のいい会社と申しますか、ちよつとこの一割以上上つておる会社もございませうが、しかし全体として相当大きな私鉄としてわれわれの目に映る会社とし

ては二社くらいしかない、こういう意味にお聞き取り願ひたいと思ひます。

○堀内委員 そうすると終りの方に赤字のものが六十一社とある。百四十八社の中の四割強が赤字といふことになつておるのでございませうが、これらの会社は主として地方の会社でございますか、また何か特別の事情があるものでございませうか。

○足羽参考人 そつちの方はちよつとその内容をよく調べて参りませうですが、収入金額から見まして、大体この六十一社のうちで一億以下の収入の会社が四十一社ございませうから、みな比較的小さい地方の会社とお考えを願つて間違ひはないと思ひます。

○堀内委員 その次に独占事業云々という問題でお話があつたのでございませうが、戦前においても、地方鉄道といふものは非常な困難な状態になつて、補助金その他の制度があつたのでございませうが、それが戦後一時好況を得ておつたように聞いておるが、さらに今非常な困難になつておるといふ原因は、バスの並行路線云々というふうなものがあるかと思ひます。

○足羽参考人 それに対する的確な資料を持つて参りませうか、先ほど国鉄と並行するものもございませうが、ことに地方の小鉄道において何が、おまな原因になつておるかといふことを伺ひたい。

○足羽参考人 それに対する的確な資料を持つて参りませうか、先ほど国鉄と並行するものもございませうが、ことに地方の小鉄道において何が、おまな原因になつておるかといふことを伺ひたい。

○足羽参考人 それに対する的確な資料を持つて参りませうか、先ほど国鉄と並行するものもございませうが、ことに地方の小鉄道において何が、おまな原因になつておるかといふことを伺ひたい。

鉄の旅客の伸びが、昨年くらいから全体の傾向としてはとまつております。ことに地方の中小私鉄は旅客が横ばいの状態になり、あるいは絶対数が減少しておる会社も相当ございませう。それらの原因が、経営状態にあるのかどうかというお話でありませうが、地方の中小私鉄は必要に応じて時々運賃の値上げは実際はいたしておるのでございませうが、しかし運賃の値上げも、その地方の経済事情なりあるいは対抗運輸機関等の関係から見ても、なかなかさう簡単受けるというわけにも参らなない。つまり運賃の値上げの行き悩むといふことが実情でございませう。ことに旅客の減少の大きな原因は、対抗の運輸機関であるバスの交通量が非常に増加した、こつちの点がございませう。

○堀内委員 奥野税務部長にお伺いしたいのですが、先ほどの足羽参考人の御説明の中にも、大都市付近の鉄道はいいといふようなこともあり、同時に現在の税制におきましては、減税の処置といふようなことも出されておるようございませうが、この減税の処置といふのは、大都市の場合の方がさういふことを考慮されておるか、地方の府県等がさういふ点において考慮されておるか、この辺の状態はどんなふうになつておるかといふことを伺ひたい。

○奥野政府委員 御指摘になりました問題は、地方鉄道に対して、収入金額を課税標準として事業税を課するようになった、その場合に所得課税で課税した場合よりも負担が重くなるものだから、ある程度その負担を緩和して置く。しかし将来には法律通りの収益課税に乗せる、一種の税金緩和と申しますか、さういふ処置をとつておるものが大都市周辺であるかどうかといふこととございませうか。

○堀内委員 さうではありませう。現在の外形課税の場合において、普通に各府県でもつてそれに減税処置をして置くようになっておるのではないかと申しますが、その点足羽さんの方でわかつていたら教えていただきたい。

○奥野政府委員 お話の問題は、地方鉄道で赤字経営に陥つてしまつた。企業自体の立場で考えるならば解散してしまつた。しかしながら国の立場から見た場合にはどうしてもその事業を継続させていきたい。さういふ場合には国の方である程度の補助金も出さう、こつちのよう運輸省の方で指定する制度が設けられておる。こつちの事業につきましては国のさういふ立場もございませうので、収入金額課税を行ひませうと、所得を課税標準にして課す、言いかえませうれば赤字でありませうから事業税を課さない、さういふような処置をとつておる。これはどういふ地方に多いか、ちよつと覚えておるけれども、大きな鉄道会社にはさういふ例はないと承知しておる。

○奥野政府委員 御指摘になりました問題は、地方鉄道に対して、収入金額を課税標準として事業税を課するようになった、その場合に所得課税で課税した場合よりも負担が重くなるものだから、ある程度その負担を緩和して置く。しかし将来には法律通りの収益課税に乗せる、一種の税金緩和と申しますか、さういふ処置をとつておるものが大都市周辺であるかどうかといふこととございませうか。

額を課税標準として事業税を課するようになった、その場合に所得課税で課税した場合よりも負担が重くなるものだから、ある程度その負担を緩和して置く。しかし将来には法律通りの収益課税に乗せる、一種の税金緩和と申しますか、さういふ処置をとつておるものが大都市周辺であるかどうかといふこととございませうか。

○堀内委員 私質問しておるところとは食い違つておるのでありますが、現在あなたのおつしやるようなものは全国で八つの鉄道がそれを受けておる。それは特殊な鉄道でございませう。

○堀内委員 私質問しておるところとは食い違つておるのでありますが、現在あなたのおつしやるようなものは全国で八つの鉄道がそれを受けておる。それは特殊な鉄道でございませう。

○堀内委員 私質問しておるところとは食い違つておるのでありますが、現在あなたのおつしやるようなものは全国で八つの鉄道がそれを受けておる。それは特殊な鉄道でございませう。

○堀内委員 私質問しておるところとは食い違つておるのでありますが、現在あなたのおつしやるようなものは全国で八つの鉄道がそれを受けておる。それは特殊な鉄道でございませう。

が、そういうものを受けない鉄道であつても、一例を言えば一億二千万円くらいな小鉄道であつて、運輸省に対する連帯運賃が九千万円も運賃滞りにおけるといふような状態の会社があるのをごさいます。現に国鉄に対して連帯の運賃の滞りが全部で二十三億に及んでおるといふようなことが現在の地方鉄道の状態なのであります。そういう点から考へて、地方鉄道の、また同時にこれは企業が成り立たないからというてすぐ撤廃するということもできない性質のものである。かたがたもつて先ほどからのお話の中で純理論としては一応納得できるのであります。が、地方鉄道の現状というのを見たときに、そういう純理論が果して適当であるかどうかということをごさいます田さんに一つ。

○秋田参事 先ほど申し上げましたように事業税につきまして全般的な外形標準的な課税が課されておられるが、現在は大部分が所得税になつておるときに、一部外形標準課税があるというところ、ここが確かに一つの例外で、しかもその例外のためにこの一部のものがかかりに負担が過重になるというところでありまして適当でないわけでありまして、しかしながら全般的に見ますると必ずしもそれだけが課税個々の業態につきましても、全体としましては、大抵所得課税と均衡のとれた率になつておると思ひます。そういう場合にはやはりこういう性格のもの、これは初めの立法当時から同じ理由でございまして、一つの大きな統制価格式の料金がきまつており、しかも負担の転嫁関係の性格のはつきりしたものである。

外形標準でやつた方がいい、こういうことで鉄道、電気その他にあるわけでありまして、この程度のことには、私はむしろこういう公的企業におきましては、まず例外としてこういう外形標準課税をとつておつてもよいと思つておられます。

○堀内委員 例外というのが、業種別として例外ということであれば何ですが、現在百四十八社の中の約百社以上ものが例外の中へ入るわけでありまして、そういうような関係から私にもう少しこの方面を御研究願いたいと考えておるのであります。ことに先ほどから申し上げますように、鉄道というものは自動車の競争その他がありまして、決して独占のものではないといふことはもうすでにおわかりのことと存じますが、なおこの際その方面を研究していただくということと同時に、足羽さんにお伺いしたいのであります。この陳情書の中にも定期乗車券のことがいろいろ書いてございまして、現実にいいて定期乗車券は減価償却を割つておるといふようなことが書いてあるのをごさいます。この定期乗車券の問題についてお伺いしたい。

○足羽参事 定期乗車券は最近非常にふえて参りました。現在の実情では、はなはだしい会社では定期の旅客の数が全体の乗客数の七割を占めておられるような会社もございまして、おそろく私鉄全体としましては六四・五%、六割少しから七割近い数字が定期乗車券の乗客の数字だろふと思つておられますが、定期乗車券の運賃は通常の学生に対する割引では大体九割前後、九割に對する割引をいたしておる。普通乗車券の定期にいたしても六割四、

五分、七割近い割引を最高はいたしておられます。従つて普通の乗車券で乗る人に比べると非常な低廉な額でいたしておる。もちろん運賃改正の申請をいたした場合は、定期乗車券の乗客数の数、あるいは普通運賃の普通の乗客の数をいろいろ想定を書いて、その相互関係を考慮して検討をするわけでございますが、しかし予想以上に定期乗車券の客が常に伸びておられますので、非常にそれが原価を割るという結果に實際問題としては常になつておるのであります。

○堀内委員 ただいまのような状態が私設鉄道の困難な状態と存するのでございまして、この私設鉄道というものが日本の交通上においていかに重要であるかというところは申すまでもない、そういう立場からいたしまして、自治庁といたしまして今日までこの外形課税のことに対してどんなふうに考へておられますか、奥野さんにちよつとお伺いしたい。

○奥野政府委員 一つの問題は事業税の本質をどう考へるか、従つてまたそこから将来事業税をどういう姿に持つていこうかという問題が大切だと思つておられます。その場合に事業税の課税の根拠は何かといへば、やはり府県が事業を行つておられますと、それに対して衛生設備でありますとか道路敷設、教育施設でありますとか、いろいろと施設を講じておられます。その施設から事業が受益して、受益しているから経費の一部を分担すべきではないか、こゝろ考へ方になつておるのであります。事業がもうけておるから府県の経費の一部を分担するけれども、損をし

ていれば職員の手当は出すけれども府県の経費は負担しないといふのは、それは適当ではないのではないかと、こゝろ考へ方ではないかと存じます。事業税は営業税に沿革を持つておるわけでありまして、わが国においてずっと昔からの沿革をたどつておられます。やはり外形課税のきらいが多いのであります。ことに府県の独立税となつて参ります。やはり利益課税に根拠を求めなければならぬ。そゝろいたしますれば、自然何らかの外形的な負担をすべきではなからうか、こゝろ思つておられます。市町村に對しましては固定資産税という形で負担をいたしておられます。府県に對しましては固定資産税という形で負担をいたしておられます。いづれも経費のうちから払われる税金だろふと思つておられます。経費のうちから払われる税金について、損をしてい

るから固定資産税の負担を軽くするといふことではなしに、やはり一定のものは市町村の経費あるいは府県の経費の分担の責めに任じていく、こゝろいう行き方が望ましいのではないかと存じておられます。

もう一つは、現在の事業税が相当部分所得を課税標準にしておられますので、所得税や法人税、それから府県民税や市町村民税、それから事業税といふふうな所得に累積して課税をしておられます。事業が利益を上げればそれだけ税金によけい持つていかれるのだ、それよりはもう少しゆるたり経費を使つていこう、こゝろいうことになつて参ります。資本の蓄積という見地からは望ましくない。だからなるべくやはり事業税は事業税の本質に即したよ

うな課税の仕方をごさいます。こゝろいうふうな思ひ方ではないかと存じます。しかし課税標準を変へるといふことは事業の負担に激変を与へるのであります。事業の基礎が強固であればよろしいのでございまして、そゝろでない場合には激変を与へることができない限り避けていかなければならぬと思つておられます。従ひまして、今直ちにこの事業税の課税標準を全国的に変へていくといふことは、附加価値税にすていで先例がありましたように、この際としては避けるべきではないかと存じます。しかしながら現にそういう課税をやつておられるものについては特別な事情の起らない限り、むしろこれは維持していきたい、また同じようなものがある、それは多少とも範囲を広げていきたい、こゝろいう考へを実は持つておるのであります。

○堀内委員 現在の税法がアメリカの占領政策として、日本弱体化のために計画されたものであるといふことは、申すまでもないことと存じておられます。そのシャープ勧告なるものを基礎として論議するといふことが果して適当であるかどうか。もし税制改革の検討の問題が起つてきて、すでに御研究になつておられることと存じます。私は先ほどからいろいろお話をしておりますように鉄道というものがバスや自動車と同じように独占的なものであるか。またそれらと別な、いろいろな事情があつて鉄道が非常に経営が困難になつておる。そゝろすると、こゝろの鉄道存立といふことが非常に怪しくなつてくるということになるのをごさいます。これについてはなお十分研究していただきたいと存じます。

研究していただきたいと存じます。

次にさらに奥野さんにお伺いしたいのですが……

○大矢委員 ちよつと堀内さんに申し上げますが、政府委員にはしばしば質疑の機会がございますから、参考人に主として願いたいと思います。それから一時から本会議があるそうで、それから、そのつもりでお願いいたします。

○堀内委員 それでは政府委員にお伺いするのはまた後の機会に譲ります。

○永田委員 関連して、今の問題で萩田さんにちよつと御見解を伺いたいと思っておりますが、萩田さんが先ほど一番初めにおっしゃった租税の原則ということの中で、平等の原則というものが一番大切なものだというところをおっしゃいました。これはその通りでありまして、これは申し上げるまでもなく昔からアダム・スミスの租税の四原則の一番初めに書いてあるわけでありまして、その点は私も全く同意であります。

それでどういふ見地からいいますと、先ほどいろいろ質疑応答を繰り返されておいた私鉄の問題であります。が、大多数の事業が所得課税になっておる場合に、私鉄その他二、三のもののみが外形標準課税になっておる、こういう点にはなほ説明がしにくいんじゃないかと思つておる。

さらにもう一つ一番手近な問題で平等でないと思つておられるのは、バスと私鉄が違った課税方式をとつておるという点であります。御承知のようにバスは二十九年から所得課税に直つておつて、しかるに鉄道のみが外形標準課税に残されておるといふことは、これはバスと私鉄がほとんど同じような仕事をやつておるにもかかわらず、こ

の区別をするという事は納税者の側からいいますと、平等の原則に反しておるんじゃないかと考えます。なおその言いわけとしてあるいは私鉄が大規模であるという事を言われるようでありまして、今堀内君からも申されましたように、私鉄には非常に小さいものがたくさんあるものであります。

私なんかもある小さな私鉄にちよつと関係をもつておるからよくわかるのであります。が、全く赤字で四苦八苦しておるような、ほんとうに小さな私鉄が全国には数十社ございます。バスの中には非常に大きな規模のものもある、こういうことを考えますと、バスと私鉄を区別するという事は私

は萩田さんの原則に反するのではないかと申すのですが、こういう点についてまずお答えを願いたいと思つておる。萩田さん 確かに申し上げましたように、一昨年でございませうか事業税が改正になりましたから、そもそも所得課税と純益課税とは並行してどちらをとるかという事業税そのものの性格を変えておるわけで、きわめて形式論になりませうけれども、それには外形標準課税をとることが例外にはなつていない。どちらをとることを原則とするか、そういう税にかえておるのでございませう。

それからまた実質的に考えまして、逆に、先ほどから免税規定のお話がありましたけれども、やむを得ないものは例外として免税規定を置く。それと同じように事業税の中におきましても、実質的に業態の数としましては少いのでありますけれども、その方がよいという理由があれば一般の所得課

税と違う課税をしても差しつかえないと考えておるのであります。それからバスとの均衡の問題でございませうが、御承知のように従来まではバスは外形標準課税だつたと思つておるが、それがあとで改正になりました。純益課税になりますと、私鉄との間の不平等ということが出てくるわけでございます。バスをどちらに見るか、つまり私鉄と見るかあるいは普通一般交通関係と見るか、どちらに均衡をとるか境目のところになりますので、おかしなことになっておると思つておるが、その点バスも前の方がよかつたのではないかと考えております。

○永田委員 萩田先生は学者であられるので、そういう原則論を出されるのはけっこうだと思つておる。しかし現実の問題になつてきますと、バス会社を一度所得課税に直してこれをもう一ぺん外形標準課税に直すという事は不可能なことなのであります。そういう点から言ひましてバスと私鉄を区別するということとは現実の問題になつてくるので、萩田さんの原則論ではあるいは説明ができていくかと思つておるけれども、実際にはバスと私鉄が競争して

いるところがないふんある。そういうところとバス会社のみが所得課税になつて、私鉄だけ標準課税になつておりますと競争ができません。バス会社は所得があれはそれに依つて課税をするが、私鉄は所得があつてもなくても外形標準課税されるということになつてきますと、私鉄はつぶされざるを得ない。しかしこれをつぶしてしまつておるわけでありませう。これは実際の問題になつてくるので、先生の原則論とは

かけ離れておるから、しいて御答弁を求めようとは思ひませんけれども、現実はいくつう状態になつておることを御記憶願ひたいと思つておる。それからさつき奥野君が事業税というものは応益的な原則で解釈していくべきだといふ話がありました。これも原則としては私、反対ではないのであります。ただ私鉄のことについて考えてみますと、私鉄がその地方から利益を受けておることは事実でありますけれども、私に言わせてもらつて、むしろその地方の住民、地方の団体というものがそういう交通機関によつてさきに多くの利益を受けておるのではないかと思つておる。その度合いが、私鉄が利益を受けておる以上に地方の方がそういう交通機関によつて利益を得ておると思つておる。かりにそういうものがないと思つておると、その地方の住民は非常に困る。私はこういう見地から考えまして萩田さんにお伺ひしたいと思つておる。そういう見地に立つて事業税を地方税でなくして国税に引き戻すといふか、法人税なんかによつてこれをとる方が理屈に合つておるのではないかという気がするので、いかがでしょうか。

○萩田参考人 ちよつと御趣旨がわかりかねたのでございませうが、国からの受益ももちろんありますし、府県、市町村からもそれぞれ受益がありますから、それぞれの受益に対して税で返すという考え方があります。ただその場合に、国の方にのみおきましては、やはり全国的な大きな行政という観点から考へて、個々の受益的な関係のものよりは、地方元地方団体に回す方が筋だ。従ひまして、いわゆる応益課税の原則に

よつておると思われませう。事業税が府県、固定資産税が市町村、こうなつておるのが適當ではないかと思つておる。事業税をかりに国税に移せば、その穴に何を持つてくるか。かりに所得税なりを持つてくるとして、所得税と事業税とどちらが地方税として適當かといひますれば、やはり応益原則の強い事業税の方がいいのです。もつとも普通受益課税としますれば、住民税的な法人税割でも同じことにはなりませんけれども、建前といたしましては事業税の方が府県税としてはふさわしいのではないかと思つておる。

○永田委員 先生は学者としてりつぱな御議論をなされる。私も先生の「地方財政論」といふ本を尊敬して読んでおる一人でありませう。こういう点で別にたつてつくつもりはございませぬが、現実の問題を少し考へていただきたいと思つておる。これは私の思ひつきなんですけれども、この私鉄の問題について、たとえば資本金が幾ら以上とか何かそういう一線を引いて、それ以上の大規模のものについては外形標準課税にし、それ以下のものについては所得課税にしたらどうか、そういう程度平等にいくのではないかと考へておりましたので、いかがでしょうか。

○萩田参考人 これは非常に抽象論になります。現実を知らないのですから。原則としましては、やはり同じ状態は一つのものがないのではないかと考へます。ただ、先ほどお話のありましたような特例といふことで、おのの地方々々の実情により自治としてこれを救う道があるのではないかと思つておる。

○永田委員 先生は学者としてりつぱな御議論をなされる。私も先生の「地方財政論」といふ本を尊敬して読んでおる一人でありませう。こういう点で別にたつてつくつもりはございませぬが、現実の問題を少し考へていただきたいと思つておる。これは私の思ひつきなんですけれども、この私鉄の問題について、たとえば資本金が幾ら以上とか何かそういう一線を引いて、それ以上の大規模のものについては外形標準課税にし、それ以下のものについては所得課税にしたらどうか、そういう程度平等にいくのではないかと考へておりましたので、いかがでしょうか。

○萩田参考人 これは非常に抽象論になります。現実を知らないのですから。原則としましては、やはり同じ状態は一つのものがないのではないかと考へます。ただ、先ほどお話のありましたような特例といふことで、おのの地方々々の実情により自治としてこれを救う道があるのではないかと思つておる。

○永田委員 先生は学者としてりつぱな御議論をなされる。私も先生の「地方財政論」といふ本を尊敬して読んでおる一人でありませう。こういう点で別にたつてつくつもりはございませぬが、現実の問題を少し考へていただきたいと思つておる。これは私の思ひつきなんですけれども、この私鉄の問題について、たとえば資本金が幾ら以上とか何かそういう一線を引いて、それ以上の大規模のものについては外形標準課税にし、それ以下のものについては所得課税にしたらどうか、そういう程度平等にいくのではないかと考へておりましたので、いかがでしょうか。



しかしながら政府みずから常々言われておる通りに、根本改革は昭和三十一年度まで見送ることせられ、現時、われわれの基本的主張であり、この地方独立財源の充実、税負担の均衡化など、これを不十分と言わねばなりません、これを中心といたしまして、町村の実情等を簡単に御説明申し上げたいと思つております。

本会かねての主張は地方税制の抜本的改革と照應いたしまして、府県民税の廃止、市町村自主財源の充実などの根本的改正を要望しておるのでございますが、これは地方住民への増税を意味するのではなくして、制度改革と関連して、地方の税源の合理的な配分を内容としておるのであります、従つて今回の改正のごとき新税の創設は、特殊なものを除きまして一般的には賛成しがたいものであります。

要望書の第一項に、たばこの消費税の増額は第一次の地方制度調査会の答申以来の懸案でありまして、本会もまたこれが国民負担を増大せしめざることを地方財源の充実であるという点から、たばこ消費税の増額を要求しておるわけなのであります。

さらに本会は、人口割で分配するという要望を續けて参つておるのであります、現行法におけるところの近在町村の消費税の一部が中心都市の税収となつてしまふという事は、具体的な例をいたしまして私の町なんかはその影響が非常に著しいのであります、府県民税がなかったならば大へんいいのであります、府県民税のためにとられますところの額が一千三百七十万円でありまして、反対にたば

この消費税によつて還元するところのものが四百五十万円程度でございます、差引九百二十万円程度というものが、これがために地方財政の不足を生じてくるというふうな形になっておるわけでございます、大阪府のごとき、たばこの消費税と府県民税とのつり合いを考えてみますと、府県民税は徴収せられることになつたが、たばこの消費税によつて入つてくるところの額といふものが、年額府県民税をオーバーするところが五億というふうな数字になるわけでございます、大阪におけるとこの大都市周辺の町村には、約十七町が非常に多うございまして、約十七町と同じような事情のものに置かれておるようなわけでございます。

少し余談になりましたけれども、われわれはできるだけ税源を普通化する必要があると考へておるわけでございます、それが必要であるというふうな考へ方を常に持つておるわけでございます、われわれは、今日の地方の税源の現状から考へますと、ある程度譲手税方式を採用するのはやむを得ないと考へておるものでございます。

第二に、今回国鉄等三公社に対しまして、今この固定資産の納付金制度についてであります、この趣旨は本会が従来から主張してきまして、この点であります、まことに適切な措置と存じておるわけでございます、これらの経緯につきましては当初固定資産課税の観念から発しましたが、途中で政府の一部においてはこれを一時的に納付金制度として調整財源に繰り入れたらというふうな意見も出しまして、結局現在のようになつて落ちてきたと思つております、われわれはこ

れを他の一般企業との均衡上、あくまでも所在市町村の直接課税方式を徹底せしむべきものだ、かようにこの点は主張いたしたのでございまして、現改正案では評価、配分ともに関係機関、自治庁の協議決定により定められ、納付率も一・四というふうに固定せられておるため、かりに他の固定資産に超過税率を課する市町村がございした場合においては、均衡上まことに好ましくないような状態も起ります、また評価等も他と著しい差を生ずるような場合もあり得ると考へるわけでありまして、しかもこの三公社等につきましては、別途に納付金算定基準類に特例をもつて軽減措置も講ずるといふようなことになつております。

市町村の直接課税といたしまして、その特殊性は十分に保障されることと考へますので、どうかこの点は市町村が直接に課税できるような工合にお考えおきを願ひたい、かように考へるのであります。

第三点は、住民税の負担均衡化でございます、今日、勤労所得と事業所得にかかると課税不均衡の問題は皆様よく御承知の通りでございます、町村では近隣住民の間で直接対比をするわけでございますけれども、納税者に対して非常に悪影響を及ぼしておるわけです、従つて税務行政の上において障害となつておるところでございます、まことに、こゝろは今さら申し上げるまでもないと思つております、町村会で調査いたしましたも、いづれもいづれ比率が出ておるわけでございます、ここに参考として掲げてございまして、納税義務者の源泉分が六〇・三％で、申告分が三九・七％とい

うような工合になっておりました、税額につきましても、今度六四％ばかりが勤労所得に相なつておるといふようなことと考へますので、昨年の地方税の改正で、かかる点が国会で修正せられまして、ある程度是正せられましたことにつきまして、まことに感謝にたえぬところであります、また今回の所得税法の一部改正法案においても勤労控除の引き上げ等も予定せられておるわけでございます、どうかこのように、地方税におきまして勤労所得の控除制をさらに拡張せられるよう、特に御配慮を願ひたいと思つております。

第四番目には、全市町村の問題ではあります、関係市町村としては非常に大きな問題でございます、それはどういふことかと申しますと、大規模資産課税を対しますところの課税の限度を再検討をお願いしたいと思つております、幸いにして昨年度の地方税法の一部改正で三カ年間の急激な変化を緩和する措置をとられたのであります、現行法の建前はそのままのままで、平年度には関係町村の大部分は、基準財政需要額の一二〇％という低いところの収入で押えられておるわけでございます、これは市町村にとりましては、せつ々大きな課税の客体があるにもかかわらず、それを十分に利用できないというふうな事情にございまして、さらにまた金額で人口制限等で押えられておる関係上、新たに客体が出て参りまして、大して町村の収入にならないというふうな措置になつておることは御承知の通りだと思つておるが、これらを何とか適切に御緩和

を願ひたいと思つてございまして、しかも今度三公社の課税等の新規な税源が開拓せられるようになっておるわけでございます、特にこの点は御留意を下さいます、できるだけ町村の収入増をお考え願ひたいと思つてございまして。

最後に懸案の府県民税であります、冒頭にも申し上げましたように、地方制度の根本改革ともからんで、府県民税はすみやかに根本的な御検討を願ひたいのでございまして、近く地方制度の調査会も府県制度等についていろいろ御検討せられることと存じます、が、少くともその方向は、今日の府県を完全自治体として強化せしむるものではないだろうという事はわれわれも予想いたしておる、この際府県民税制を放棄して、ますますその基礎を固めるといふようなことは検討を要する点ではないかと、かように存するものでございまして、また現行法で実質的に増税を可能ならしめておる、いふようなことも、妥当とは存せられないのでございまして、これはぜひ近く廃止をしてもらいたいという事をこの機会にお願ひするわけでございます、御承知のようないふ工合に法人税の方では府県民税は百分の六というふうに押えられておるけれども、個人のものになつて参りますと何ら押えがありません、府県民税がほとんど無制限と言つては弊害があらまするけれども、相当大幅に府県民税は徴収せられるというふうなおそれもございまして、どうかこの点特に御配慮を願ひたいと思つてございまして、以上まことに簡単にございまして、全国

町村会といたしまして今日まで主張して参りましたことを、要約して申し述べた次第でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○亀山委員 議事進行について……今まで参考人のお話の伺いまして、あとでまとめていろいろ御質問申し上げたのですが、きょうは国会の都合でこんなにおくれましたので、皆様もさぞかし御都合もあろうかと思えますので、もしわれわれの方に質疑があれば、適宜お帰り願うということにする方がよいと思っておりますので、一つ委員長のお取り計らいをお願いします。

○大矢委員 それでは、関係があると思えますから市長会代表の嶋田さんに一応願って、質疑がなければお帰りを願う、こういうことにはいたしたいと思えます。それでは嶋田宗一君。

○嶋田参考人 全国市長会を代表いたしまして、熊谷市長嶋田宗一が地方税法の一部を改正する法律案に対しまして公述人としていたしまして御参考までに意見を申し上げまして、格別なる御高配をお願いいたしたいと思えます。実は昨年末臨時国会以来、地方行政財政に對しましては格別なる御高配を賜わりました、われわれ末端の市町村といたしましては格別なる御高配を賜わりますように存せられまして、この点深く諸先生方に感謝を申し上げる次第であります。

今、国、地方の税収を比較いたしましたすると、昭和三十年度の予算におきまして国の租税及び印紙収入は全歳入の約八〇％を算してあるにかかわらず、地方税の収入見込額はわずか三七％である。これに地方交付税を加算いたしましたとしても五二％という、ほんとうに自主

性のない財源が与えられておるにすぎないのであります。こういうふうな関係から、市といたしましては必然的に超過課税あるいは法定外課税をしなければならぬ状況に追いやられておりますので、この点地方税源の絶対的な不足と事務費のかさんで参りますこととが、地方財政赤字の大きな原因じゃないかということ、私たち常日ごろ痛感しておる次第でございます。

幸い地方制度調査会並びに税制調査会がこの点を御指摘して下さいまして、昭和三十一年度におきましては、昭和三十一年度におきましては、国、地方を通じます抜本的な税制の改革を行っていただくというふうなことが期待されておりますので、この十二年のこの根本的な改革を前提といたしましての改革であるというふうなことに、私たちは解釈しておるのでありますけれども、しかもまた三十一年のこの法律案に対しまして、全国市長会といたしましては、これから申し上げます二、三の点につきましてぜひ一つ皆様方の御高配をお願いいたしたい、こういう考え方で意見を申し上げます。

すなわち本会がもう長い間主張して参りましたたばこ消費税の税率の引き上げの問題につきましても、御承知の通り私たちの要望しております点とは非常に異なっております。差等のある限り限度にまで引き上げていただいておりますので、ぜひ自主財源の強化という点からも昭和三十一年度におきましてこれを改正案に加えていただきたい、こういうふうな考え方でおります。

さらに先ほども町村会代表の町長さんからお話のございました三公社の固定資産に對する所在市町村の課税権を認めていただくという点でありますけれども、御承知の通りこの三公社にいたしましては他の固定資産にいたしましては、これは公益の原則に従いまして地方自治体独自の立場で課税権を持つところ、地方自治体の税制の体系というものができているのではないかと、こういう考え方から、ぜひ一つ市町村におきまして自主的に賦課徴収するように改正していただきたいということをお願い申し上げます。

次は大規模の償却資産にかかりまする固定資産に對する課税上の制限を緩和していただきたい、こういうふうなことであります。これは先ほど町村会からも強い希望がございました通りに、特に第二十二特別国会におきましては、皆様のこの行政委員会の御決議の趣旨の通り、所在都市の財政需要を十分に補償していただくこと、税上の制限を一つ緩和していただくこと、市長会としては強く要望する次第であります。

三番目は非課税規定の整理を徹底して下さいという要求でございます。少くとも信用保証協会や信用金庫、さらには、各種の協同組合の倉庫にも一つ課税できるようにお取り計らいをしたいと思います。また特に最近におきまして全国市長会といたしまして強く要望しておりますことは、駐留軍の固定資産の問題でございます。実は我田引水になりましては、私の方の土地にも駐留軍の基地がございます、非常にその点につきましては他の固定資産を維持管理するのと同じように、あるいは道路、橋梁、こういう方面におきましては非常に使用する面が多い。また火災の面であるとか、水道の面でも市独自の財源を要する問題が出て参りますので、この点いろいろ国際的な協定もあるでございまして、駐留軍の使用の固定資産に對しましては、一つ固定資産税を課するような税制を作っていただきたい、実はこういう考え方でおる次第であります。

以上三十一年度に對する地方税法の一部改正の法律に對しての市長会といたしましての希望意見でありますけれども、さらに三十一年度におきまして地方税制の改正に当りましては、ぜひ一つ次の二点の実現方を要請するものでございまして。先ほど申しました通り、現行地方税の総収入中に占めます割合が非常に低く、地方債を一部財源に充当しておりますが、同時に間接税の比率というものが国税に比較いたしまして非常に少ない。比重が二一％であります。こういうふうな観点から、普遍性、伸張性を持ちました間接税によるところの地方税を一つ作っていただく、国税との調和をはかるために次の処置をとっていただきたい。

イとして、われわれ市長会として長年の主張でありましたばこの消費税の引き上げ、現在におきましては昭和三十一年におきまします府県分の百分の八、市町村百分の九、こういうふうなことでございまして、私たちが全国市長会といたしましては、長年お願いいたしております通り、市町村におきましては百分の二十、府県におきましては百分の十以上、こういうふうな線までぜひ一つ引き上げていただきたい。

い。さらにまた市町村税につきまして砂糖の消費税を一つ創設していただきたい。次に給与所得、事業所得のアンバランスをこの際ぜひ是正していただきたい。こういうふうな希望意見を申し上げます。どうぞ今後委員会におかれましては、私たちが全国市長会の皆様方に対しましては、格別なる御高配を御勘案下さいまして、格別なる御高配を賜わらんことをお願いいたしまして、全国市長会を代表いたしましての公述を終りたいと思えます。

○大矢委員 それではお二人の参考人に対して御質疑がありましたらどうぞ。

○亀山委員 まず町村会代表であります箕面町長さんに伺いたいと思えます。先ほどのお話の中に府県民税廃止に關連して、私の聞き違ひかもしれませんけれども、府県というものの自治団体としての性格がどうも弱まりつつあるというふうな意味に拝聴したのですが、そういう理由で府県民税を廃止すべしというふうにお伺いしたところをもう少し敷衍して御説明願いたいと思えます。

○広瀬参考人 ただいまの御質問にお答えいたしたいと思えます。私どもの考え方は、府県というものを完全自治体とは考えておりません。それで府県民税の創設というふうなことが方向といたしまして、府県を完全自治体として強化していくような方向に進んでいくのじゃないかということをおそれるわけでありまして、府県というものはあくまでも補完行政の立場でやってもらいたい、こういうことを私は考えておるわけでありまして、府県民税というものは

をなくしますと、そういうような方向にさらに拍車をかけるような傾向が多少でも防げるのじゃないかと思ひます。府県民税を創設せられ、やっつけられる過程におきましても、県というものが完全自治体であるがごとく将来発展しはせぬかということ、私はおそれるわけでありませぬ。

○龜山委員 そうしますとお考えは、自治体としてはもう府県は要らぬというようにお考えのように思ひますが、もう一度念のために伺ひたい。

○広瀬参考人 府県というものは大體補完行政を一つやっつけてもらいたい、市町村だけでやれないところのいろいろな仕事があるものでございませうから、そういうことをやっつけてもらひました、あくまでも完全自治体としては市町村でやる、その市町村の足りないところを補うような意味における補完行政的な府県の性格を私どもは考へておるわけにございませぬ。

○龜山委員 次に市長会の代表であられます鴨田参考人にお伺ひしたいと思ひますが、先ほどお述べになりました中に租税負担の均衡に關連して、非課税規定を極力整理すべきものとして少くともというので、信用保証協会と信用金庫及び各種協同組合等の倉庫、こういうふうにおあげになりましたが、まだ相当にあるやに思ひます。もしお差しつかえなければどういふものがあるのか、他にありませぬか、参考になると思ひますので伺ひたいと思ひます。

もう一つ最後に、三十二年度の御希望の中に給与所得者、事業所得者間における租税負担の不均衡を是正する措置、このおもな点を簡単に一つお示し

を願ひまして私の質問はこれで終ります。

○鴨田参考人 先ほどの給与所得者、事業所得者における負担の不均衡を是正するところから起つた御質問だと思ひます。実は先ほどちよつと触れました通り、総所得に對しまする給与所得者の所得税は大体計算してみますと総所得の六〇、また農業者の総所得に對する課税が三・六〇と事業者に對する課税が三・六〇というふうな数字が出ておられます。結局極端な例を申しますと、昨年初めて施行された例のお米の売上げは、予約数量の一部を税から差し引くというふうな規定もあるようございませぬ、伺ひたいと思ひます、結局給与所得やあるいは事業所得というふうなものアンバランスがさらにさらに高まつてくるのじゃないか、これを一つは正して各三者ともみな同じような給与所得、事業所得に對する課税のバランスをとつていただきたいというふうな希望で実は申し上げた次第でございませぬ。

さらに第一の質問であります非課税規定の整理を徹底することとして、信用保証協会、信用金庫と各種協同組合、こういうふうなもの例といたしましては、ただいま頭にすぐ浮んでおられます。また一つ調べて、お答え申し上げたいと思ひます。

○龜山委員 もう一つ……ただいまお述べになりました給与所得者と事業者間における不均衡の問題では、あなたのお考えでは農業事業税をかけるべしというふうな御意見ではないのでございませぬか。

○大矢委員 ほかには質疑はありませんか。——それではないようございませぬから、どうも御苦労さんでした。なお本日、本会議の關係もございませぬ、非常に委員が少ございませぬが、御趣旨の要点はプリントをもつてよく通知いたします。

それでは次に大阪府税務長播磨重男君。

○播磨参考人 私ただいま御紹介を受けました、大阪府の税務長の播磨でございます。本日は参考人として、地方税法の改正の問題について意見を申し上げます。機会をお与へ下さいまして、ここに光榮に存する次第でございませぬ。

今国政府から提出されております地方税法の一部を改正する法律案は、府県税として軽油引取税の創設、市町村税としていわゆる三公社等の固定資産に対する課税並びに都市計画税の創設等、幾多重要な内容が盛り込まれており、初年度において百二十億三千九百万円、平年度において百八十三億八千四百

百万円に及ぶ地方税の増収が期待されるものでありまして、欲を申せば、府県税は軽油引取税だけでありまして、市町村税に比較していささかさびしさを覚えるのであります。いずれにいたしましても地方税の充実が、一歩進められるというところに変わりなく、地方税財政の現状に照らし、まことに適切な措置であると存するのであります。私

はこれまでの案を取りまとめられた關係者各位のなみなみな御苦労に對し、あらためて敬意を表する次第であります。

ことに今回提出されております改正案を拝見いたしますと、さきの臨時税制調査会の答申にありましたような、税源偏在の是正、地方財源の調整といったような名目のもとに、地方税の一部を国税に移管し、これを地方団体の財源として再配分を行つたがごとき、あたかも、戦時中に行われたいわゆる配付税方式のごとき財源調整意見を排除し、地方税制本来の建前を堅持することともに、地方税源そのものの充実に一歩を進められたことは、まことにありがたいたい仕合せであると思ひます。なかんずく私どもの最も關心を

ありましたことは、法人事業税の一部国税移管をめぐる問題であつたわけでありませぬが、府県税総額の四三〇の税額を占め、府県の自主税源として最も重要であり、起債の償還、赤字の解消に充つべき唯一の貴重な税源である法人事業税の一部国税移管を阻止していただきましたことは、これによりまして府県財政の自主性が確保せられ、地方税体系そのものを破壊から防止し得ることにもなりますので、この点私どももいたしまして大へん喜んでおるような次第であります。どうか諸先生におかれましては、この上ともよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは法案の内容にわたり、特に府県税に關する一、二の事項について簡単に申し述べてみたいと思ひます。

一、不動産取得税に對して住宅の定義を「一人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分」とすることについてであります。この点は大へんけっこうな改正かと存じます。従来いわゆる店舗住宅等に對する課税につきまして、主として

居住の用に供する家屋ならば税金は要らないが、主として店舗の用に供する家屋であれば、まるまる課税をしてるのであります。ところが、實際問題になりましてそのどちらに該当するかの認定に困難がございまして、困つた事例が往々にあるわけでありませぬ。従ひまして改正案のように居住部分と店舗部分を分けて課税することになりますと、課税上の疑義が一掃せられ、實際に即した課税ができるようになりますので、ぜひともさうに改正を願ひたいと思ひます。

二、遊興飲食税につきまして徴収額予に關する事項と、納入義務者免除に關する事との二つの事項があげられておられますが、いずれもけっこうな改正と存じます。第一の遊興飲食税の徴収額予につきましては、大阪府におきましては公給徴収制度の実施と同時にすでに実施してあるのであります。遊興飲食費が無料となつて申告納入期限までに税金がでなかつた分は、申告期の翌月末を限度として徴収猶予を認めることにしております。すなわち行為のあつたときから計算しますと、行為のあつた月と、その翌月と、もう一つその翌月一ぱいまでが徴収猶予期限であります。その期限を過ぎますと、もう一べんこれを延長するといふことは認められておられません。この点につきましては例外的の問題があるようでありませぬが、際限なく徴収猶予を認めることは大へんな事務的手数料を要するばかりでなく、そこに弊害が起ることも予想されますので、しかく締めくくりをつけておるのであります。第二の遊興飲食税の納入義務免除につきましては、実は業界からも要望があり、大阪府といたしましては検討



てみますると財源に多少余裕があったというは昭和二十六、七年のころでありまして、当時は朝鮮ブーム、繊維ブームのおかげで税収が予定よりも二十億も三十億もよけいに入ったという夢のような話もあったのであります。ところがその後当時の繰越金をだんだんと食いつぶして、それでやつのこの赤字を食いつぶしてきてきたのであります。早くも本年度のごときはいよいよ行き詰まって知事、部長の旅費まで二等に引き下げ、せつかく割当を受けた公共事業費も三割方返上して、いかにして赤字団体への転落を食い止めるかについて必死の努力を傾けておるといふのが、今日の偽らざる実情であります。

なるほど地方交付税の算定に用いる基準財政収入額と、基準財政需要額との対比におきましては、基準財政収入額に幾分かの余剰のあることは事実であります。しかし地方交付税の算定に用いる基準財政需要額は、地方団体の最低限度における財政需要額を測定したものである上に、地方交付税の総額の不足からしてさらに多くの圧縮が加えられたものであって、各地方団体の実際の財政実情とは著しい隔たりを生じております。その証拠に地方交付税の交付を受ける府県の大部分は巨額の赤字に悩んでおるのであります。特に大阪府のごとく近代産業地域を形成し、四年間に七十万人もの人口が激増するような府県の財政需要額の測定については、その行政の内容が複雑多岐であり、その規模が大きいために、なお多くの問題がそこに残されておるのであります。さきに地方制度調査会がその答申において指摘したごとく、基準財

政需要額の地方の実情に即する合理的な算定がなされずならば、大阪府といえども基準財政収入額に余剰のあるがごとき結果は出てこないはずであります。どうか大阪府の財政につきましても御認識を賜わりたいと存じます。最後にいま一つお願いを申し上げておきたいのでありますが、それは税制の根本的改正といったようなものはあまりたびたびしていただかないことでありまして、毎年のように税制の根本的改正なるものが行われず、地方では財政計画が立たなくなり、徴税事務につきましても、職員が事務に習熟するひまがなく、手数ばかり多くかかることになりまして、ことに今日の場合税法をいかによりに変えまして、納税者たる国民の経済力が疲弊しているときに、そんなに多くの税収が期待できるはずがない。税金を納めるのは国民であり住民であります。そうしたたびたび税法が変わるといふことは、国民にとっても迷惑ではなからうかと思っております。税法を変えなくても国民の経済力さえ充実し向上すれば、税収もこれに伴って増加いたします。それまでは国の財政も地方の財政も苦しいことに違いない。しかし税金を納める側の国民なり住民なりは一そう苦しいことに違いないのであります。今国会で税法の審議がまだなされている最中に大蔵省では早くも昭和三十一年度の税制改正がもくろまれております。もつとも現在の税法の建前を建前としてこれに改善を加え、できるだけ負担の均衡、負担の軽減をはかつていくということは望ましいことではあります。聞くところによりますと、大蔵省では中央、地方を通ずる税制の根本的改正をやると

いうことで力んでおられるそうでありまして、そうたびたび税制の根本的改正をやらねば、地方団体もまた国民もたまらないと思っております。そのところはよろしく御勘案を願ひ、善処方をお願い申し上げます。

大へんまとまりのない勝手なことを申し上げましたが、御容赦を願ひまして、私の申し述べたことは以上でとめておきたいと存じます。ありがとうございます。

○大矢委員長 播磨参考人に対して御質疑はありますか。——亀山君

○亀山委員 たいま播磨参考人の御説明を伺いまして非常に参考になりましたが、一つお伺いしたいと思っております。今お触れになりました遊興飲食税の問題で、私ちよつと不在で失礼いたしました。ここで今問題になっておるのは公給領収証の問題であります。これについてどういってお考えをお持ちになりますか、一つ率直なお考えを拝聴したいと思っております。

○播磨参考人 遊興飲食税の公給領収証制度の廃止についてどう考えているかというお尋ねであります。これが税のたぐい徴収事務を担当いたしておりますものといいたしましては、この制度が実施せられまして以来今日まで、いかにしてこの制度を軌道に乗せ、成績を上げるかについて日夜努力を払っておるところであります。従いまして今これを廃止することについては賛成であるというものはおそろくおらぬのじゃないかというふうにお考えです。知事会におきましては公給領収証制度の廃止には反対である旨の決定を見ておることは御承知の通りでございます。

そこで大阪府の今日までの実情をちよつと一つ申し上げさせていただきます。まずこの制度を実施してよかつたと思われまふ点を申し上げてみたい。一つは、毎月の税額決定に当って、従前のように負ける、負からぬといったような業者とのいざごさがほとんどなくなつた。税額の決定がスムーズに進み、明朗化した。一つ、客から税金を預かっておいてこれを納めればよいということになつたので、従来のような出血納税ということがほとんどなくなつて、納税も非常にスムーズになり、成績が向上いたしました。一つ、税額も飛躍的に向上を見まして、大阪府は従来遊興飲食税をより取つていないじゃないかといわれていた汚名を返上することができました。等の諸点をあげることができると思ひます。大阪がどの程度上つたかといひますと、十一月分では前年度同期に比しまして五〇％増、十二月分は七〇％増、一月分は一〇％増といふふうに、非常に飛躍的に税額も上つております。しかしこれをやるに心配にやりますと、次のようなことが心配になるわけがあります。一つは、これだけ売り上げがはつきりすれば、遊興飲食税そのものはいたし方がないにしても、国税の所得税がやみやみと高くなる。他の業種との税負担に著しい不均衡を生ずるのではないかと、一つ、税務署が所得税の査定に当って公給領収証を手がかりとし、この上いろいろと追求してくるのではないかと、その結果客にまで迷惑を及ぼすような事態も起るのではないかと、一つ、従来遊興業者の所得査定に用いる所得率という

ものはかなり高率となつております。この所得率を相当引き下げてもらわないうことには、所得税が一躍二倍にも三倍にもなつて、結局店の経営をするものが立ち行かないことになるのではないかと、一つ、むしろこの後門のオオカミとしての所得税の問題で、業者としては深刻な不安にかられております。私もこの点につきましては業者の側にも立って心配をしておるのが実情であります。

これが制度の廃止につきましてどうであるかということでありまして、大阪の業界としましては、この制度ができません。もう全国の業界の急先鋒になつて反対をして参りました。ところが、いよいよこれを廃止するといふことが新聞紙に伝えられまして、また業界としてまとまつた意見は私に聞いておりません。ただ一部の人の意見をいろいろと聞いておるのであります。これはは相当自重論者も出てきております。どういふことであるかといひますと、一つは、公給領収証が廃止になつても府当局は今までの税額を引き下げるようなことはしないだろう、ところがこの制度が廃止になれば客は遊興飲食税そのものが廃止されたやうな錯覚を起すであらうし、それでなくとも客から税金をばんばんもらえなくなる。そうするとまた出血納税が従前にも増してひどくなるのではないかと、一つ、もう一つは、公給領収証制度は実施後まだ日が浅い。まだ軌道に乗るところまでは行っていない。従つて業者間の負担にもアンバランスがあり、このまま廃止をすれば、このアンバランスの状況が業者の実績

ものほかなり高率となつております。この所得率を相当引き下げてもらわないうことには、所得税が一躍二倍にも三倍にもなつて、結局店の経営をするものが立ち行かないことになるのではないかと、一つ、むしろこの後門のオオカミとしての所得税の問題で、業者としては深刻な不安にかられております。私もこの点につきましては業者の側にも立って心配をしておるのが実情であります。

となつて今後も持ち越されていくのではないかとすれば、いずれ廃止するにしても、せめて一年ぐらひは実施するのがいいのではないかと、よりな相当自重論の空氣が動いております。また一部の大家旅館業者からこれは私のところへ来たのであります。公給領収証制度廃止については、業務長として絶対に反対をしてもいい、がんばつてもらいたいというたよりな申し出もございました。たよりな次第であります。おそらく業者として、これはこちらへ出てくる代表的な声としてはこれは廃止ということが強く出てくると思つております。大阪府も今日まで私が聞いておりますところは、たゞいま申し上げましたように相当自重的態度というよりも強く出てきておるのではないかと。

なるというふうな結果に聞いておるのですが、大阪の場合はどうですか。○播磨参考人 北山さんの御指摘の通りでありまして、特に非常に税額の上りましては高級料理店及びキャバレーであります。それから大阪府におきましては旅館業という看板でやはり料理行為をやつてゐるものが多くありますので、この旅館業という業態についても、一般的には減つてゐるはずであります。大阪府はさほど減つておらぬ。ところが大家の飲食店あるいは喫茶店といつたようなところは、これはもうがた減り減つておられます。非常に減つておられます。特に目立って減りましたのは婦人あるいは子供の利用する百貨店の食堂あるいは汽車の食堂、そういうところは非常に目立って減つておられます。

それから播磨さんにお伺いします。○北山委員 そうしますと、まさかこの制度によつて税金が減つたところが反対をするというわけじゃないでしょうか。やはり反対をされているのは高級料理店とかキャバレーだ、こういうふうなところを考へます。せんだつてある喫茶店に入りまして、あんなものは廃止になつてしまつたら、あんなものは廃止になりました。ラジオでそつていふ話、こつていふ話、実は私が変な顔をする、税務署の人じゃないかというふうな疑われまして驚いたので、この制度のねらいというものはいろいろあつたわけでありまして、その領収証制度のねらいが実際に実現しているかどうか、こつていふ問題はたゞいまのお話を聞いて非常に参考になりましたが、さらに自洽庁の方から全国的の制度実施後の成績を資料として出していただきたたい、これをお願いしております。

それから播磨さんにお伺いします。○北山委員 そうですと、まさかこの制度によつて税金が減つたところが反対をするというわけじゃないでしょうか。やはり反対をされているのは高級料理店とかキャバレーだ、こういうふうなところを考へます。せんだつてある喫茶店に入りまして、あんなものは廃止になつてしまつたら、あんなものは廃止になりました。ラジオでそつていふ話、こつていふ話、実は私が変な顔をする、税務署の人じゃないかというふうな疑われまして驚いたので、この制度のねらいというものはいろいろあつたわけでありまして、その領収証制度のねらいが実際に実現しているかどうか、こつていふ問題はたゞいまのお話を聞いて非常に参考になりましたが、さらに自洽庁の方から全国的の制度実施後の成績を資料として出していただきたたい、これをお願いしております。

減つてきたのですか、十二月、一月はどうか。○播磨参考人 十一月には五〇%の増、十二月には七〇%の増、一月には五二%の増でございます。そういう実績になつております。○永田委員 大体そのくらい上るのは普通だろうと思つてゐるのですが、前はたしか話し合ひか何かで全国二割になつておつたのを大阪では七分か八分となつておつたというところではないですか。○播磨参考人 公給領収証の制度が実施になります前は、二割課税のところは大體一割見当のところであつておりました。これはさういふふうになつておつたというところではないかと。○永田委員 大阪のことをあまり詳しく聞くと、いかにいふところから聞きませんけれども、大體全国平均で二割のところは一割くらいだつたというわけですね。さうすれば今度一割五分になつたんだから当然これはふえるのが当りまえだということになるわけですね。ところがこれが二月くらいになつてきて少し減つてきたというところを聞いたのです。まだ二月の資料は出ておらぬと思つておられます。さういふ傾向があるということをお伺いしたのです。それはやつてゐるうちに相手もいろいろ脱税の方法を考へてきた。初めはおつたけれども、だんだん時がたつてついでいろいろあの手この手と考へてきて、もう二月、三月くらいになつてくると大分減つてくるのじゃないかと私は思つてゐる。私なんかまた料理屋に行きますが、私は社用族

○北山委員 たいだいまの遊興飲食税の御説明ですが、増収になつた、相当な増収であります。やはり業態によつて、料理店やカフェ、キャバレーあるいは大衆飲食店等では違ふだろうと思つてゐるのですが、大體において大衆飲食店の方は軽くなつて料理店の方が重く

なるというふうな結果に聞いておるのですが、大阪の場合はどうですか。○播磨参考人 北山さんの御指摘の通りでありまして、特に非常に税額の上りましては高級料理店及びキャバレーであります。それから大阪府におきましては旅館業という看板でやはり料理行為をやつてゐるものが多くありますので、この旅館業という業態についても、一般的には減つてゐるはずであります。大阪府はさほど減つておらぬ。ところが大家の飲食店あるいは喫茶店といつたようなところは、これはもうがた減り減つておられます。非常に減つておられます。特に目立って減りましたのは婦人あるいは子供の利用する百貨店の食堂あるいは汽車の食堂、そういうところは非常に目立って減つておられます。

それから播磨さんにお伺いします。○北山委員 そうしますと、まさかこの制度によつて税金が減つたところが反対をするというわけじゃないでしょうか。やはり反対をされているのは高級料理店とかキャバレーだ、こういうふうなところを考へます。せんだつてある喫茶店に入りまして、あんなものは廃止になつてしまつたら、あんなものは廃止になりました。ラジオでそつていふ話、こつていふ話、実は私が変な顔をする、税務署の人じゃないかというふうな疑われまして驚いたので、この制度のねらいというものはいろいろあつたわけでありまして、その領収証制度のねらいが実際に実現しているかどうか、こつていふ問題はたゞいまのお話を聞いて非常に参考になりましたが、さらに自洽庁の方から全国的の制度実施後の成績を資料として出していただきたたい、これをお願いしております。

それから播磨さんにお伺いします。○北山委員 そうですと、まさかこの制度によつて税金が減つたところが反対をするというわけじゃないでしょうか。やはり反対をされているのは高級料理店とかキャバレーだ、こういうふうなところを考へます。せんだつてある喫茶店に入りまして、あんなものは廃止になつてしまつたら、あんなものは廃止になりました。ラジオでそつていふ話、こつていふ話、実は私が変な顔をする、税務署の人じゃないかというふうな疑われまして驚いたので、この制度のねらいというものはいろいろあつたわけでありまして、その領収証制度のねらいが実際に実現しているかどうか、こつていふ問題はたゞいまのお話を聞いて非常に参考になりましたが、さらに自洽庁の方から全国的の制度実施後の成績を資料として出していただきたたい、これをお願いしております。

減つてきたのですか、十二月、一月はどうか。○播磨参考人 十一月には五〇%の増、十二月には七〇%の増、一月には五二%の増でございます。そういう実績になつております。○永田委員 大体そのくらい上るのは普通だろうと思つてゐるのですが、前はたしか話し合ひか何かで全国二割になつておつたのを大阪では七分か八分となつておつたというところではないかと。○播磨参考人 公給領収証の制度が実施になります前は、二割課税のところは大體一割見当のところであつておりました。これはさういふふうになつておつたというところではないかと。○永田委員 大阪のことをあまり詳しく聞くと、いかにいふところから聞きませんけれども、大體全国平均で二割のところは一割くらいだつたというわけですね。さうすれば今度一割五分になつたんだから当然これはふえるのが当りまえだということになるわけですね。ところがこれが二月くらいになつてきて少し減つてきたというところを聞いたのです。まだ二月の資料は出ておらぬと思つておられます。さういふ傾向があるということをお伺いしたのです。それはやつてゐるうちに相手もいろいろ脱税の方法を考へてきた。初めはおつたけれども、だんだん時がたつてついでいろいろあの手この手と考へてきて、もう二月、三月くらいになつてくると大分減つてくるのじゃないかと私は思つてゐる。私なんかまた料理屋に行きますが、私は社用族



私たちは多少ひがまざるを得ないのであります。

自動車税について申し上げますならば、昨年の十二月十八日と記憶しておりますが、私が大蔵省の主税局長を訪問いたしました際に、今度の税制調査会の答申ははなはだおもしろくない。

しかるに大蔵省は軽油税を六千五百円、揮発油税の半額程度に上げるといふようなことを新聞が報道しているのは事実かどうかと申すを申し上げた際に、税率はまだきまつておられないが、あなたの言よりよりに十九国会で一応調節したのだから、軽油自動車税をガソリン並みに下げることが自分も考慮しよう、こういうことのお話があつたのであります。

それでは今回の法律改正にも、軽油自動車税は引き下げてガソリンと同率にするといふことがうたわれておりますが、この点においては私たちが全く同意であります。しかしこのたび出された軽油引取税一キロリッターにつき六千円といふものはどうしても納得できない。ことに軽油引取税につきましては、自動車のみにしわ寄せをされて、非課税部分と課税部分と二つに分れたといふことは、後ほど申し上げますが、この徴税操作において非常な問題点が残されておるのであります。

政府のお話によりますと、課税する軽油の量が約六十五万キロリッター、非課税の量が三十五万キロリッター程度だと承知しておるのであります。われわれは軽油税が創設されたといふことで、どうしても自動車税を一応揮発油並みに落して、そして税において一応バランスがとれた。しかし軽油税をここに新設するといふならば、第十九国会でもみにもできません。

た五割の増徴といふものが、大体において軽油自動車の一両当りの平均の税率が年間一万円、軽油自動車の消費量は、車の大きさあるいは使用状況によつて多少は違いますが、運輸省自動車局の調査による平均は、年間十キロリッターでありますから、一キロリッターとして年間一万円、かようなことで、軽油引取税の額をきめると、一キロリッターについて一千元、そうして年間一万円くらいで大体軽油自動車税と揮発油税との関係がここで調節がとれる。従つて六千円といふ課税は非常な暴税、暴率であるといふふうに考えます。

ことに第三番目に申し上げたいのは、軽油自動車といふものについての御理解をいただきたい。わが国の軽油自動車といふものは、戦後急激に発達いたしました。現在においては日本の気候、風土あるいは輸送状況等が盛り込まれて世界的に公認されておる、むしろ世界の水準を越している性能を持つといふことで、輸出産業としてますます発達する道程にありまして、年々輸出量はふえ、本年度におきましては少くとも千五百万ドル程度の外貨が獲得できるというところまで発達しておつたのであります。

この点につきましては参考資料に運輸省から述べておられます意見書、軽油税については軽油税の創設は取りやめるべきだとか、あるいは燃料政策、軽油自動車は育成すべきであるとか、経済六カ年計画において軽油転換工作を奨励し、燃料使用の合理化と節約を推進しようとしておる等、軽油自動車に対する運輸省自動車局の意見がすでに述べられておるのであります。しかるに軽油自動車を御理

解ない、御理解ないといふことははなはだ言葉が過ぎるかもしれませんが、徴税の手段として一キロについて六千円の軽油引取税を課した場合においては、揮発油の価格と軽油の価格とが非常に接近して参ります。そうしますと、軽油自動車を使うということがだんだん少くなる。従つて生産量の低下による生産コストが上つてくる。生産コストが上りますと、輸出の自動車としての外国との競争力において非常に苦しくなる。現在においても価額においてはいえスペインの今度の輸出あるいはビルマの輸出等においても量がたかだか二百台、四百台程度でありますので、これのサービスのために大きな費用もかかる。いわゆる出血輸出をいたしましても、輸出産業としてどうしても外貨を獲得しなければならぬといふ、血のじむような汗とあぶらの結晶でディーゼル自動車工業が発達しておることを、ぜひ本委員会においてお認めを願いたい。ディーゼル自動車の普及をはばむようなことがあつたならば、これは国策としてはまことに残念な問題であり、またこの輸出については、一月三十日の鳩山総理の施政方針演説の中にも輸出振興について述べられておるので、われわれはこの自動車工業との関係と、軽油自動車については何とかここで御調整を願いたいといふことをお願いするのであります。

余談ではあります。政府といたしましては外国人の日本の観光誘致のために、国際観光協会に対して昨年度八千万円の補助金を出しておる。それに対して昨年観光客が日本に落ちたドルは幾らかといふとたかだか四千万ドルであります。だから一千万ドルについて二千万円程度の補助金を出していいといふことになるのであります。私たちは政府に自動車工業のために補助金を出せといふようなことはとうてい不可能であります。少くとも国内の普及、奨励、育成といふような点においては通産省あるいは経済企画庁、運輸省と十分お話し合いをつけて、政府としてこの問題は何か御援助を願いたい、こういうふうに考えるのであります。また軽油自動車についてはいろいろの問題がありますが、奥野部長の前で申しわけないのですが、二月の二十四日に自治庁から大蔵委員会に出された資料を見ますと、はなはだどうも私納得のいかにない点がある。ディーゼル自動車の修繕費がガソリン車よりも安かばかしいことには私はないと思ふ。ガソリン車の一キロ当りの修繕費が八円四十一銭で、ディーゼル自動車の修繕費が六円八十二銭といふ表があるのであります。これは何か数字のとり方についての誤まりではなかつたかと思ふのであります。一応この際先生方に私の調べた点を申し上げますと、修繕費としておる場合においては、車の新しい、古い、それから積載量の同じものをガソリン車と比較しなければ、これは比較にならない。七トン車もあり、七トン半の車もある。五トン車もある。五年も使つた車と二年使つた車とは修繕費が違ふ。そこで私たちがいろいろ現場の実情を調べてみますと、五トン車として車齢が三年の場合と比較しますと、一キロ当りの修繕費は軽油自動車六円八十九銭、揮発油車が三円七十七銭、車齢が二年の場合においては、軽油

車が三円四十九銭、揮発油車が二円二十七銭、こういうふうな修繕費は軽油車の方が高くなつておる。また運輸省の意見書の中にも、軽油車の修繕費は揮発油車より一・五倍ないし二倍高いといふことを述べておられます。これは参考の書類としてこれに添付いたしておきましたから、あとでごらん願うとありますがどうか。また全体の経費といたしまして五トン車を一応比較いたしますと、燃料費において一キロ当りガソリン車が十円六十四銭、軽油自動車が四円十銭、それから修繕費においてガソリン車が三円七十銭、軽油自動車が六円八十九銭、償却費、これが問題であります。ディーゼル自動車は、五トン車を一応比較しますと百六十万円、ガソリン車の場合には百二十二万円から二十五万円、従つてこの償却費が違つて参ります。ガソリン車ならば十一円、ディーゼル車の場合には十四円、この燃料費、修繕費、償却費だけを合計いたしますと、ガソリンが二十五円三十四銭、軽油が二十四円九十九銭、もし軽油一リットルについて六円の値上りをいたしますと、一キロについて一円三十六銭の値上りをいたしましたために、二十五円三十四銭の揮発油車の経費に対して軽油車の経費は二十六円三十五銭、一円一銭軽油車の方が高くなる、かようなことは一つの例ではあります。今発達をさせよう、そして日本においては燃料の節約をしなければならぬ。同じ外貨で輸入する石油が、軽油の場合は揮発油の場合の三分の一で済む。揮発油の価格が税込みで三万三千元と仮定して、一リットル当り三十三円、揮発油車においては一リットルの走行距離が大体三キロ

ルであります。だから一千万ドルについて二千万円程度の補助金を出していいといふことになるのであります。私たちは政府に自動車工業のために補助金を出せといふようなことはとうてい不可能であります。少くとも国内の普及、奨励、育成といふような点においては通産省あるいは経済企画庁、運輸省と十分お話し合いをつけて、政府としてこの問題は何か御援助を願いたい、こういうふうに考えるのであります。また軽油自動車についてはいろいろの問題がありますが、奥野部長の前で申しわけないのですが、二月の二十四日に自治庁から大蔵委員会に出された資料を見ますと、はなはだどうも私納得のいかにない点がある。ディーゼル自動車の修繕費がガソリン車よりも安かばかしいことには私はないと思ふ。ガソリン車の一キロ当りの修繕費が八円四十一銭で、ディーゼル自動車の修繕費が六円八十二銭といふ表があるのであります。これは何か数字のとり方についての誤まりではなかつたかと思ふのであります。一応この際先生方に私の調べた点を申し上げますと、修繕費としておる場合においては、車の新しい、古い、それから積載量の同じものをガソリン車と比較しなければ、これは比較にならない。七トン車もあり、七トン半の車もある。五トン車もある。五年も使つた車と二年使つた車とは修繕費が違ふ。そこで私たちがいろいろ現場の実情を調べてみますと、五トン車として車齢が三年の場合と比較しますと、一キロ当りの修繕費は軽油自動車六円八十九銭、揮発油車が三円七十七銭、車齢が二年の場合においては、軽油

車が一リットルの走行距離が大体三キロ

車が一リットルの走行距離が大体三キロ

で、軽油車の場合には四・五キロも走れる。三十三円に対して、現在の東京渡し値段で軽油は十六円ぐらゐ、揮発油の価格の半分で、走行キロははるかに延びる。こういうことは燃料の消費節約、外貨の節約の上からも軽油自動車によって、揮発油車でない乗用自動車なごを軽油車にすることはまだ早いとしても、バス、トラックの長距離輸送は将来軽油車に転換しろというふうな運輸も通産省もこれらに対するいろいろの育成方法を考へておられる際に、軽油の引取税が大幅に引き上げられることは問題が大きくなってくるのであります。

第四に、揮発油税と軽油引取税であります。これは三十一年度の予算はもうすでに国会において、衆議院においては成立いたしました。参議院もおそらく通過すると思はれますが、そのうち揮発油税見込額は三百七億二千万円、これは先生方御承知の通りであります。それに二十九年度の自然増の分を三十一年度においてこれを繰り入れるといふのが五十五億四百三十三万円、合計しますと揮発油税の収入は三百六十二億二千四百三十三万円、この三百六十二億に對して、道路整備五カ年計画の三十一年度の年次割は、道路費としては二百九十億、これは法律七十三号で二十九年から三十三年の間に千四百三億という年次割ができておる。この三十一年度の二百九十億を差し引きますと、余剰金がここにでてくる。この余剰金が七十二億二千四百三十三万円となるのであります。これは先生方十分御承知のことです。また一応国税としてとりませんが、地方譲与

税として揮発油からとる地方道路税が七十四億二千万円、今度新設される軽油引取税の三十一年度分が二十四億五千四百万円、自動車税が八十六億三千六百万円、これは自治庁関係で数字も出ておる。かように計上されておる。私たちが揮発油引取税などを創設しなくても、余剰金をもって地方道路の改修に充てたらどうだろうか。これは二月二十一日の大蔵委員会において一萬田大蔵大臣が横山議員の質問に答へられたものを速記録でいろいろ見ましても、揮発油引取税については大蔵大臣もしどろもしどろの答弁をされておる。速記録がここにありますが、最初は、これは地方財政の赤字を相当に考へて織り込んだものだ、こういうことを言われております。そうしてその次に地方の道路費にも充てなければならぬ目的税だ、これは今度の法案にも目的税と出ておりますが、その他に對しては間接税として、これは業者がいろいろ反対するが、利用者の負担へ転嫁していけばいいじゃないかと、暗に運賃改正を認めたいような、改正しろと言わんばかりの御答弁をされておる。そこで横山委員とくどくど問答をされておる点を見ましても、政府としてもこの点においては御確信がないのじゃないか。さういふ意味で、私たちがこの余剰金を全部地方道路費と同じように地方へ交付したら一番すっきりしやしないかというふうな思ふのであります。ことに二月二十四日建設委員会において道路公団の問題で参考人を呼びました。金子源一郎、私の所屬しておる日本トラック協会会長の小野哲、橋本元三郎の三氏が揮発油税を道路公団に持つていくのは反対だ。揮発油税と

いろいろものは法律七十三号ではつきりしている。第三条において、揮発油税取額は道路の整備費に充てなければならぬといふことをやる、これは一般無料で使用される道路をさしておるので、道路使用料をとる有料道路にこの揮発油税を持つていくといふことは二重課税になる、われわれはかように考へたのであります。これはすでに二十九日の衆議院本会議で可決されておりますから、今さらどうにもならないのであります。これに對しては法律改正をおやりになるそりでありませんが、これも理論的にいふならばおかしなものだと私たちは考へるのであります。もし私たちが要望するように、余剰金を持つて地方の道路費に充てることにするならば、道路公団にもつきりして二十億は交付することにきまつたが、まだきまつない分が五十二億ありますから、これを何とか御検討願へばまことにありがたいのであります。道路利用者会議においては、これに對して一月の十二日にこゝろい陳情文を出してあります。大蔵省はこの余剰金を特別失業対策事業費予算に持つていくように説明してありますが、真実は私は承知いたしておりません。ただ道路利用者会議から、そりいふことははなはだけしからぬといふことで、陳情書が出ておるので、私もこの道路利用者会議の陳情書を見ました。また大蔵省がとんでもないことをおやりになる、われわれは、法律を改正するならばいつでも国会でできるのではあります。多数の与党の先生方の力によって、何でもかんでも法律改正をして、そりして都合のいいような税取、あるいはその費用の使い方をする前に、もう少し一般

の世論といふものも聴取していただくべきではないか。本日私たち関係者をお呼び出しをいただいたのも、そりいふ意味ではないかと思ふので、はなはだ失礼な言ひ分でありますが、この税の問題はほんとうに国の政治として正しい方向にお取り上げを願いたい。先刻播磨参考人の申された通り、軽油税について私たちが同じような意見を述べられておるのであります。私たちが今度の法律において自治庁がいかにお苦しみになっているかといふことも、十分お察しができるのであります。また自民党の政調会においても、私自身も幹部の方々に目にかかり、いろいろ御意見を申し上げ、そりして自民党でも御承知のように一応全面課税といふことで内定されて、農林水産用それぞれものは、用途別にこれを分ける、道路のものは道路整備費に充てるという理屈のついた案が出されたのであります。ある非常な圧力のために、これが急にわれわれ自動車関係のみに課せられるといふことになつたことは、返す返すも残念であり、また民主政治の国会において多数の力によってゆがめられていくといふことに対しては、私たちは重ねて先生方の御検討をお願いしたのであります。

第五に揮発油引取税と運賃コスト、これは大蔵大臣も言われておる通りに、コストが上れば運賃を上げていけばいいじゃないか、何も泣き言を言う必要はないといふようなことを、ガソリン税のときに再三言われたことを私は体験しておる。しかし運賃といふものは政府の認可するものである。しかもトラックにおいては現在認可されている運賃の七割、よくても八割程度の徴収

しかできない実情にあるのであります。これを申し上げると本論から多少横道に入りますので、御質問がございましたらお答へ申し上げますが、認可運賃を取れないほど、今自動車界、ことにトラック業界といふものは苦しんでおるのであります。従つて会社の経営もほとんど赤字会社で、倒産寸前にあるといふこともたびたび申し上げておる通りであります。この実情から、今度自動車関係の労組の諸君が立ち上つて、この揮発油税に反対されておるのも、後刻伊藤参考人からお話があると思ひますから、ここでその件については省略させていただきます。

時間もたちましたので、ここで私に要望を三つお願いしたいのであります。税率云々を一応申し上げました。揮発油も軽油も動力源であります。この動力源に對して不当な課税をするといふことは、われわれどうしても納得できない。取れるから取るといふようなことでは、これは税の公平を欠く。ことに揮発油税とダイヤモンドを比べてみますと、ダイヤモンドは物品税法第二条において定められており、奢侈品であるダイヤモンドが小売価格の二〇%、業者の花代は地方税法の百十五条で遊興料金の三〇%、しかるに揮発油税が約六五%、今度揮発油税が新設されますとこれが約四〇%、ゼいたく品であるものの物品税その他の税金よりもはるかに高い。これはもう数字で明らかにするのであります。ことに電気ガス税が現在一割であります。地方鉄道軌道においてはこれは非課税になり、国有鉄道が今課税になつてお

りませんが、今度の法律案でこれも非課

税になり、国有鉄道が今課税になつてお

税にしようというところになった。国有鉄道のごとき余裕のある経営のところは電気ガス税を無税として、われわれに軽油税を四〇％もかけるなどということはいかかなものか、どうしても私たちがこういふことには納得ができない。ことにこの法律案の中に、国有鉄道の旅客、貨物の輸送をするものに対しての非課税ということをや云々している。国有鉄道が貨物や旅客を運ぶものと、自動車や運ぶものとを比べたとき、揮発油税、地方道路税、自動車税、道路損傷負担金、道路協力費、また強制的にやる道路くじ、その他あらゆる税が自動車にみよななかつてきていることは、先生たち御承知の通りであります。ですから、ここに第一望望したいのは、揮発油税の余剰額をもつて地方税に譲与して、道路の整備費に充てていただきたい。これは公団に二十億交付するから残りが五十億ありであり、五十二億二千四百三十三万円はまだ手がついていない。これを特別失業対策事業に持つていかないと、これを自治庁の関係の道路整備費に使っていただきたい。軽油引取税は前に述べましたようにキロリットル当り一千円程度にしたいというのを理論的に申し上げたのであります。三十一年度の予算がすでに衆議院を通過した今日において、予算の組みかえはできない、かような点からこの二十四億五千四百万円政府予算の軽油引取税を地方交付税にしたいだけではないか。そして道路の費用は余剰金でいって、一般の地方財政の赤字の補てんに利用していくなら

らば一番いいじゃないか。その場合には、播磨参考人の申された通り、これは全面課税で、この点につきましては御列席の奥野税務部長も国会で主義としては賛成だといふふうにも速記録で拝見いたしておるのであります。ただ閣議決定を見て今日に至つた立場から、政府委員としてはいまさら閣議決定、ことに法律案が出された以上この国会においてどういふことか、御意見は非常にむずかしいと思ひますが、私は自治庁の奥野部長、細野府県税課長などはまことにりっぱな方で常に尊敬しておるものでありますので、どうか国会においてこの余剰金の使途を地方道路費に向けていただければ、そして二十四億五千四百万円を地方の交付金として一般財源の地方財政の赤字補助の見返り財源に持つていっていただきたい、かように二つをお願いする次第であります。

終りにわれわれ自動車関係の税が毎年国会に提案されて、二十八年から今年まで私はもうすでに八回国会に参考人として出ておるのでありますが、かように毎年々々税で苦しんでおる一人であるのでつくづく考へるのであります。またこの税は下るといふことはない、上る一方である、こういうふうなことで播磨参考人の言われたように、恒久性のある課税方法を何とかお考え願ひたい。こういう三つの点をここにお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

**○大矢委員長** それでは次に関係もございいますから、全国石油協会会長森平東一君にお願いします。森平参考人。

**○森平参考人** 私は全国石油協会会長森平東一でございます。本日はこの委員会に出席させていただきます。販売業者の立場から、この税金の問題につきまして意見を申し上げます。先ほど来参考人からなる軽油引取税の問題につきまして御説明を申し上げました。われわれ販売業者と申しますと、この税法による指定徴収義務者たる特約店及び販売業者の立場から考えますと、この税法を實際に施行した場合にどういふふうな状態になるかというところを御説明を申し上げます。

一言で申しますと、この税法はそれぞれ御当局の御調査御研究によりまして、まことにりっぱなものができる上つておりました。私ども敬服しておる次第であります。ところがこれを實際に当てはめて実施いたしますと非常な欠陥がある、また不正行為の混床となる問題が多々あるものであります。そこで何ゆえにそういうことになるかと申しますと、まず一点を申し上げますと税率が非常に高いということであり、御承知のごとく燃料油は一つの形態をなしておりまして、軽いものから重いもの、具体的に申しますとガソリン、それから灯油、軽油、A重油、B重油、こういうふうになっておりました。これがすなわち一体をなしておる、その中で軽油だけに税金をかける、軽油の定義は税法によって比重が明らかになされておる、また政令等によつて、蒸溜試験等によつて明らかになるものであるかといふと明らかになるのであります。ところで今までの経済価

値として商品価格がございしますが、大體ガソリンが一番高い、次に灯油、それから軽油、重油、こういう系列になつておるのであります。そこで六千円かけますとどういふことになるかと申しますと、現在全国で平均いたしますと軽油がキロリットル一万八千円、それから灯油が二万円程度、これは小売価格でございますが、この軽油に六千円かけると二万四千円という値段になる、灯油よりも四千円高くなるわけでありまして、でありますから現在軽油の方が二千円安いだけども、税法が施行されると今度は灯油よりも四千円高くなります。一キロ四千元といふと相当な値開きになるのであります。そこで消費者の方から見ますと、軽油を使うのが一番いいのだけれども値段が高い、そうすると経営上非常に困るということから、これの代用品でございまして、これは軽油と灯油の中間物というものは線にでき上つております。ある場合には軽油に代用が十分できるという品物です。また下の方から申しますと軽油の代用品としてA重油が使われる場合があります。またA重油と灯油と混ぜて使うこともできる、ですから使用者の方はおそれなくいろいろことを考へまして灯油の代用品を使うことを考へましてA重油を使うという事柄が非常に発生するだろう。そこで問題は販売業者の立場から言いますと、消費者は御得意様でございますから、この御得意様の要望に従つて軽油がほしいといふは軽油を上げる、けれども値段が非常に高い、灯油よりも四千円も高くなる、そこで消費者の方は灯油をまぜて使いたいあるいはA重油をまぜて使いたいという場合に、これは消費者

の要望によつて販売してあげなければならぬ。ところがこれは税法から申しますとおそらく違法行為ではないだろうかと思ひます。ところがたまたまこういふような事情でありますから、あるいは軽油に灯油をまぜて売るといふような場合ができてくるのではないかと。またA重油もちょっとまぜて売るといふようなこともあるんじゃないかと。実はわれわれ販売業者の立場から申しますと、全部が神様ではないのでありますから、たまたまそういう行為があるといふことになる、どうしてもいたずらに罪人を作るよりなことになりはしないか、こういう心配が非常に非常にあります。その点が第二点であります。

それから次に免税措置の問題でございますが、これは往年こういふ関税の免税措置が講ぜられたのであります。おそれなく今回の軽油の免税措置も、そのときと類似している方法で行われるのではないと思ひます。御承知のごとくすでに軽油の消費者には、御得意様としてみな特約店なり販売店がくつつかつております。その場合にまず消費者である御得意は、関係の特約店なり、あるいは販売業者に向つて、おれは免税の軽油を使う資格があるんだ、ついでにはかくかくの方法によつて申請をしなければならぬといふ場合に、往年の制度におきましてはほとんど業者がこれを代行してやる。そうして各都道府県へ申請いたしました許可証をもち、そうするとその許可証は一応免税申請者であります消費者のところに参ります。それは直ちにその関係業者の方に手渡されましてそれに基いて免税軽油を引き渡すこと



鉱油免税制度のときと同じようであり  
ます。これを実行するには相当の人手  
を要するわけであり。現在中小企  
業者であります販売業者といたしま  
してはこの負担にはなかなかたえられ  
ないということであり。この点も  
どうかお考えを願いたいのでありま  
す。

それからガソリンもそうあります  
けれども、軽油の場合も、まだ経済状  
態が安定しておりませんので、非常  
に取り立て不能のものがある。おそ  
らく販売業者の中にひつかかっている  
ものは全然ないのであります。おそら  
く百万、二百万、あるいは一千万、数  
千万の取り立て不能動定をみな有して  
おります。その場合におきまして、法  
案を見ますと、求償権を認めるとい  
うが、ただ求償権を認めて下さるだけ  
ではわれわれは安閑としてやれない。  
そこで遊興飲食税の場合におきまして  
は、もしとれないというような実証が  
あがった場合にはこれを還付してくれ  
るといふことですが、私はまことに  
もつともな次第と存じます。そうしな  
いと、結局われわれ販売業者が軽油を  
ひつかぶって、そして納税義務者にか  
わって納めるということになる。これ  
は現在ガソリンがそうなっている。こ  
れも考えてみるとすいぶん無理な話で  
あります。でありますので、せめて軽  
油の場合におきましては、求償権とい  
うことでもなく、もし取り立て不能の場  
合におきましては税金を返していただ  
く、こういうような規定を設けていた  
だく必要があるんじゃないか。

をしないときは五万円の罰金を課す  
る。これも実に私は乱暴な規定ではな  
いかと思ひます。それは主人公あるい  
は手なれた者が店あるいは倉庫におり  
ますればよろしいのでございますが、  
なかなかそうはいかない。あるいは労  
務者であるとかあるいは小僧ばかりで  
あるとか、そういう場合においてに  
なつて税務の係の方が一々聞かれても  
返答ができない。それでこの店に対し  
ては五万円罰金を課するということ  
は、これはみなふるえ上つてしまふの  
であります。御承知のごとく、最近  
は税務署が非常にやかましゅうござい  
まして、販売業者一同警察よりか税務官  
吏の方がおそろしいといつて実ほふる  
え上つております。そういう場合にお  
いて、今度は軽油引取税の問題に関し  
ましておいでになつて調べて、一々調  
べてこまかい点まで掘り出されるとい  
うようなことがありはしないかとい  
うので、実は非常に心配をしておる次  
第でございます。

こういふようなわけでございます  
と、われわれは根本問題としては、先  
ほどの公述人が申し上げた通り、でき  
ることならば、この軽油引取税はやめ  
てもらいたい。それで、なお聞くとこ  
ろによりますと、七十二億余円のガソ  
リン税の余剰金がある。それで、軽油  
引取税は、冒頭において地方債の赤字  
を解消するためである、けれども、し  
まいの方におきまして、この税金は道  
路以外に使つては相ならぬぞと書いて  
ある。そうすると、やはり道路の方に  
お使いになる。そうすると、道路関係  
におきましてガソリン税が七十二億円  
も余つておるのであるから、それをこの  
公述人の申される通りに、地方交付税

として交付する、そういうことにいた  
しますと、本年度の財源というものは  
相当にございまして、税金は三千円  
よりかまだ安くても相済む、あるいは  
千円でもいいんじゃないか。おそらく  
千円をかけるならば、先ほど申し上げ  
たような問題も全然起らない。もし千  
円でいけなければ二千円でも問題は起  
らない。と申しますのは、灯油と軽油  
の開きというものが大体において今二  
千円です。そうすると、軽油の方に二  
千円かければ大体値段が同じになる。  
そうすればお使いになる方も、何も不  
適当であるところの灯油を使う必要も  
ない。同じくらしい値段ならば軽油を  
使つていこう、こういうことに相なる  
と思つてあります。あれやこれやを  
考えますと、どうもこの税金は私ども  
奥野さんもおいでになるようでありま  
すが、どうもこの税金は私どもから見  
ますと、悪税であるといふことを申  
し上げなければならぬ。まことに遺憾  
にたえない。それでありますので、国  
庫の財政といふこともわれわれはむろ  
ん考えなければならぬ、すでに衆議院  
は予算を通過しておる、こういう建前  
から考えますと、その徴収方法にお  
いて改めていただきたい、こういう結  
論に到達するわけですね。それはどう  
いふふうにしたらいいかと申します  
と、まず税率を低率にすること、でき  
ることならば一千元、もしできなけれ  
ば二千円、少くとも最高三千円とま  
りとしていただく。それで七十二億とい  
うような余剰金の地方交付税がなかつ  
た場合に、三千円といたしますれば、

予算に組まれているところの税額はお  
そらく上つてくるんじゃないか、であ  
りますので、その税率を安くされる  
ということをお考え願ひたい。それか  
ら税率を安くすれば、免税処置をとら  
なくても相済むと思ふのです。であ  
りますから、免税措置はとらないで、  
全面課税にしたい。それで、それで  
もしできることならば実は国税として  
とつて、地方交付税として交付して、  
各都道府県に分けるといふような方法  
をとつていただければ、われわれ販売業  
者としては、非常に好都合なのでござ  
います。

それからお先ほど遊興飲食税の  
問題で出ておりましたが、税金を徴収  
するに当りまして、徴収義務者にただ  
義務のみを負わせたのでは、とうてい  
私はずりまうかと思ふ。現在の税  
法を見ますと、徴収義務者に  
対して、非常に大きな義務を負わせて  
おる。極端に申しますと、罪人を作る  
ような結果も生まれるといふようなこ  
とであります。われわれ販売業者が  
喜んでこの税金の徴収に協力するとい  
ふ態度をとつていくのが、一番賢明で  
はないか。その場合にどうするかと申  
しますと、先ほど播磨大阪府税務長  
がお話になつた通り、報奨金というよ  
うなものをお払いになれば、非常にい  
いじゃないか。三割くらい出して下さ  
ると、この税金は非常にやつかいであ  
る、手数もかかる、人手もかかるんだ  
けれども、これだけ出してくれたなら  
ば、幾らか店の費用のたしにもなる  
といふようなことから、協力態勢をと  
ることができるといふことと思ひま  
す。この点も十分お考えを願ひたいと  
思ひます。

以上申し上げましたのでござい  
ます。結論をいたしましては、税率を安  
くするといふこと、すなわち三千円以  
下に持つていく。国税として徴収す  
る。全面課税として免税処置をとら  
ないといふことにはいたたくことを、  
われわれ販売業者は総意を持つてこの  
委員会にお願ひする次第であります。  
どうかこの税金の裏をよくごらんにな  
りまして、そして穴及び不正行為の  
温床とならないように徴収方法を改め  
ていただきたい、こういうふうにお考  
えおる次第であります。

以上をもつて私の公述を終わります。  
○大矢委員長 では最後に全日本通運  
労働組合組織部長伊藤久夫君。  
○伊藤参考人 私全日本通運労働組合の  
伊藤でございます。今回の国会に政府  
から提出されておりますところの軽油  
引取税の創設について、関係労働組合  
を代表いたしまして、反対の意見を申  
し述べたいといふふうに存じておりま  
す。私ども関係労働組合といふのは、  
全日本の交通運輸労働組合と、それか  
ら全国自動車産業労働組合連絡会議、  
それからさらに全国石油産業労働組合  
協議会、この三つの団体が相集まりま  
して、実は三者共働会議といふものを  
作りまして、そしてこの軽油引取税の  
創設の反対について今日まで実は戦つ  
て参つたわけであり。私といたし  
ましては、この引取税の問題につきま  
して、これら三つの団体を代表して、  
労働組合としての意見を申し上げたい  
と考へるわけであり。

まず第一番目に、この法案をながめ  
て考へますことは、基本的に政府が今  
日まで国民に公約して参りましたこと  
ろの減税といふ問題、それから国内産  
業の振興といふ問題、それからさらに  
進んでは海外貿易の発展といふ問題、  
こういふような政策については、い



に至つておるわけでありませう。そういう点で昭和二十六年以来、業者も転換をいたして参つておるのでありまして、経済五カ年計画でも、この問題については強く推進されておる問題であります。先ほど私が冒頭に申し上げました通りに、いわゆる政府の政策のやり方、こういうふうな問題については海外貿易の発展あるいは産業の振興を阻害してはならないか、こういうことを私申し上げたのであります。ところが、こういうふうな点について、この軽油税というものが創設せられまして、ディーゼル車にこれだけの税金がかかってくるということになりますと、どういふ結果を産業と海外貿易の面に及ぼしてくるか、こういう点についてこれから申し上げてみたいと思つたのであります。

今日、大型バスあるいはトラックはほとんどディーゼル車になつております。この技術的な水準にいたしましては世界に認められるというよりな状態になつておりました。このことが反映されて、輸出も快的なテンポでもつて伸びておりました。今日ではドイツとかあるいは英国に伍して互いに市場を競い合い、南米とか東南アジアの諸外国に輸出をいたしまして、日本の今後の繁栄を密接に結びつけておるわけでありませう。こういう輸出状況を数字的に申し上げてみますと、昭和二十七年におきましては百七十三万台を輸出いたしておりました。昭和二十八年におきましては三百五十四台、二十九年におきましては四百五十二台、年々輸出は増加の傾向をたどつておるわけでありませう。さらにこのディーゼル自動車の生

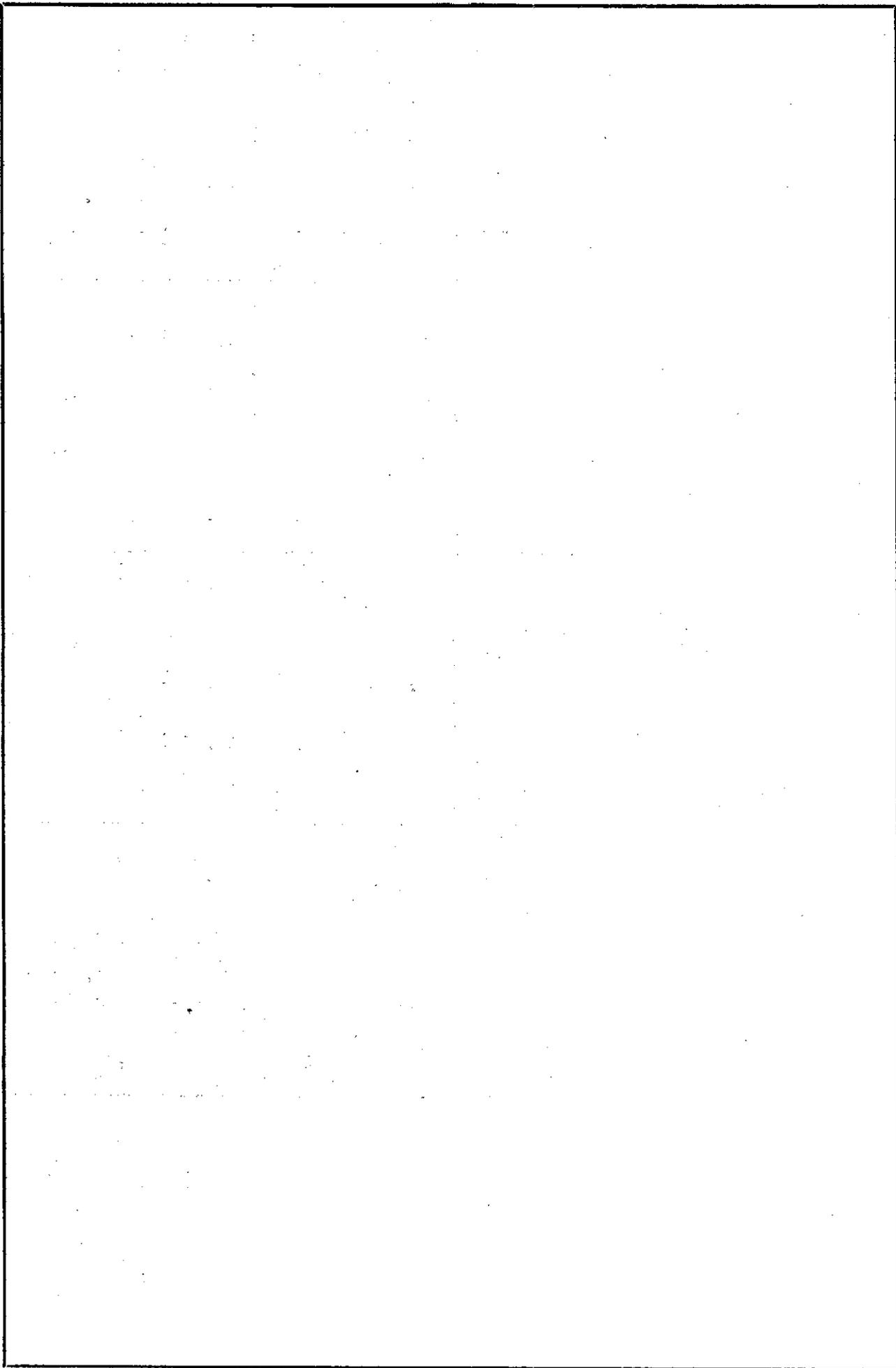
産実績について、トラックの面について申し上げてみたいと思つたのであります。昭和二十二年におきましては五百九十二台の生産でありませう。昭和二十五年におきましては三千四百三十三台、昭和二十七年におきましては四千三百三十一台という数字になつており、二十八年においては五千六百三十台、三十年におきましては七千三百三十三台という生産実績をあげて、今日に至つておるわけでありませう。こういうふうな点に、いわゆる海外輸出と相待ちまして、非常な生産の増加をいたしておるという現状であります。このような生産や輸出が増加しておる最中におきまして、いわゆるディーゼル車に軽油引取税を課するならば、トラック一台当り一年間の軽油消費量が約十一キロリットルでございますが、この税金は一年間で六万六千円の税金がかかる、こういうことに相なるわけでありませう。そういうことになりまして、結局国内市場はディーゼル車に背を向けるという結果になりはせぬか、こういうことが考えられてくるわけでありませう。当然の結果といたしまして、生産の減という問題が出てくる、コスト高となつてはね返つてくる、こういう問題が起つて参ります。せつぱく海外での競争入札をいたしましていろいろ今日まで輸出の増加のために努力をいたして参つておる現在におきまして、結局海外での競争入札からは落伍しなければならぬという結果も生まれてくるし、輸出産業としての自動車はその芽をつまれてしまふ、こういうことになりはせぬか。特にこの問題につきましては、いま一步で日本は世界一になるんだということを言わ

れておるわけでありませう。こういうふうな重大なときに当りまして、このような税金を課するということになりますと、国家にとつてもきわめて大きな打撃であろうというふうに考えられるわけでありませう。この意味におきまして、政府の公約をいたしておられます産業の振興という問題と、海外貿易の発展というふうな問題等につきましては、わずかばかりの税金をとるといふような観点からではなくして、もっと大きな目でもつてこの問題を見ていたしまして、これらの軽油引取税の問題がもしも国会を通過いたしまして実施をされるという形になつた場合におきましては、具体的にどういふふうに日本の産業なり今後の発展という問題に影響をもたらすか。こういう点について十分の一つ考えていただきたいと思つたわけでありませう。もちろんこれらの問題というものはただ単に業者あるいは経済界にだけ与える問題ではなくして、当然にそこに働いておられます労働者に対して、労働条件の問題につきましても非常に大きな打撃を与えるという形になつて参ります。こういうふうな点になりませうれば、当然労働組合に対するしわ寄せという形におきまして、労働者の首切りという問題が発生をしたり、あるいはまた賃金の切り下げという問題が発生をしたり、そういうふうないろいろな労働使間の紛争を惹起せしめるような事態が起つてくるということに相なりますので、私どもとしてはこの点について十分にお考えをいたしたいと思つておるわけでありませう。

次にバス、それからトラック輸送業界に及ぼすところの影響と、そこに働いておる労働者に与えるところの影響はどうか。こういう点について若干申し上げてみたいと思つた。政府はこの法律で、地方財政の赤字補てんのため、これを地方道路の経費などに投入をするんだ、これが目的である、こういうことを言つておられるのであります。それで現在まで道路に關しまして、一体自動車は全然税金を納めてきておらなかつたのか、こういう問題が出てくるわけでありませう。そうではなくして今まで自動車税という税金、それから揮発油税という税金、地方道路税、あるいは有料道路の料金といったような工合にいたしまして、道路に關しましては自動車関係として今日まで多くの税金を払つてきておるのであります。そこへもつてきてまたこの軽油引取税というものを新設いたしまして、これによつて業者からまた税金をとる、こういうことになりませうと、一体どういふ結果を招かしてくるのだろうか、この点について私どもは非常に遺憾に思つておるわけでありませう。現在国内における運輸関係の問題、業界の状態を見ますと、かりに通運事業法という法律をいふと、特に私は日本通運の出身でありますから通運事業に一例をとつて申し上げますと、戦争中におきましては御承知の通りに日本通運株式会社という法律によつて、通運事業といたしましては一駅一店という独占的な姿で今日までおつたわけですが、いわゆる占領政策によりまして、日本のあらゆる機構が戦争遂行に適合しておるので、これらの機構を民主的な基盤に再編成しなければならぬといったようなこと

で、独占禁止法とかあるいは経済力集中排除法とかいった法律によつて行われまして、通運事業そのものについても今までの一駅一店という形ではなく、複数制という形がしかれたわけでありませう。ところがこの通運事業法の目的といたしましては、いわゆる公正にして自由な競争ということ掲げておるのでありますけれども、その後の状態というものをずっと見てみますと、公正にして自由な競争どころではなくして、現在の姿というものは不当競争という様相を呈しておるのであります。その不当競争のしわ寄せというものは、今日すべて労働者にしわ寄せされておるといふのが現在の状態でありませう。これはただ単に通運事業だけの問題ではなくして、港湾運送事業におきましても、また一般自動車運送事業におきましても、こういうふうな状態が続けられて非常に競争が激しい。こういうふうなことで、私鉄の運賃とか、あるいは都市交通の運賃とか、こういうものが全部十円払わなければ電車に乗れない、十五円払わなければバスに乗れない、こういうふうな企業と違ひまして、私どもの場合におきましては荷主さんからも料金を負けてくれというものがたくさんあります。そういうふうな点と、それから需要と供給のバランスがどうもとれてないという点とを私どもとしては判断するのであります。運送業者も非常に多いというふうな点からいたしまして、この料金の問題についてはせつぱく定額料金というものがきめられておられますけれども、それが全然守られていないというふうな状況が現在の日本国内における運輸業界の姿





昭和三十一年三月六日印刷

昭和三十一年三月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局